

第四十八回国会 衆議院 社会労働委員会 議 録 第二十一号

昭和四十年四月二十一日(水曜日)

午前十一時三十七分開議

出席委員

委員長 松澤 雄藏君

理事 小沢 辰男君

理事 瀧谷 直藏君

理事 河野 正君

理事 吉村 吉雄君

理事 井村 重雄君

理事 龜山 孝一君

理事 小宮山重四郎君

理事 竹内 黎一君

理事 橋本龍太郎君

理事 栗山 秀君

理事 亘 四郎君

理事 伊藤よし子君

理事 滝井 義高君

理事 山口シヅエ君

理事 吉川 兼光君

出席國務大臣

厚生 大臣 神田 博君

労働 大臣 石田 博英君

出席政府委員

厚生政務次官 徳永 正利君

厚生事務官 梅本 純正君

(大臣官房長)

厚生事務官 小山進次郎君

(保険局長)

厚生事務官 山本 正淑君

(年金局長)

厚生事務官 実本 博次君

(社会保険庁長)

労働基準監督官 村上 茂利君

(労働基準局長)

労働基準監督官 石黒 拓爾君

(労働基準局長)

労働基準局長 災補償部長

委員外の出席者

大蔵事務官

(国税庁直税部)

小宮 保君

労働基準監督官

(労働基準局員)

佐竹 一郎君

金部企画課長

門 員 安中 忠雄君

四月二十一日

委員滝井義高君辞任につき、その補欠として橋

兼次郎君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員橋兼次郎君辞任につき、その補欠として滝

井義高君が議長の名で委員に選任された。

四月十五日

労働基準法の一部を改正する法律案(井手以誠

君外十四名提出、衆法第二五号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二二四号)

厚生年金保険法の一部を改正する法律案(内閣

提出第二号)

給付保険法の一部を改正する法律案(内閣提出

第三号)

○松澤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の労働者災害補償保険法の一部を改正

する法律案を議題とし、審査を進めます。

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律

案

労働者災害補償保険法の一部を改正する法

律

第一条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法

律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「左の各号の一に該当する事

業」を「労働基準法(昭和二十二年法律第四十九

号)の適用を受ける事業又は事務所(以下「事業」

という。)であつて、次の各号の一に該当するも

の」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 前三号に掲げるもののほか、労働基準法

第八条第一号から第十五号まで及び第十七

号の事業であつて、政令で指定するもの

第三条第二項中「(昭和二十二年法律第四十九

号)第八号に規定する」を「適用を受ける」に改

め、「及び同条に規定する事務所(以下事業とい

う。)」を削り、同条第三項中「同居の親族のみ

を使用する事業及び」を「並びに」に改め、同条

の次に次の一条を加える。

第三条の二 二以上の事業が次の各号に該当す

るものであるときは、その全部を一の事業と

みなす。

一 事業主が同一人であること。

二 それぞれの事業が、事業の期間が予定さ

れる事業であること。

三 それぞれの事業の規模が、労働省令で定

める規模以下であること。

四 それぞれの事業が、前条第一項の強制道

用事業であつて労働省令で定めるものである

こと。

五 それぞれの事業が、他のいずれかの事業

の全部又は一部と同時に行なわれること。

六 前各号に掲げるもののほか、労働省令で

定める要件に該当すること。

第四条第二項中「主務大臣」を「労働大臣」に改

め、同条第三項中「命令」を「政令」に改める。

第五条中「基」に「基づく政令」を「基づく政令

及び労働省令」に改める。

第六条に次の二項を加える。

前項の事業主は、保険関係が成立した日から

五日以内に、その成立の日、事業主の氏名

又は名称及び住所、事業の種類、事業が行な

われる場所その他労働省令で定める事項を政

府に届け出なければならない。

政府は、前項の規定による届出により、又

は職権で、当該事業についての保険関係の成

立の確認を行なう。

第八条第一項中「事業が」を「労働省令で定め

る事業が」に改める。

第二章第十一條の次に次の一条を加える。

第十一條の二 二以上の事業(事業の期間が予

定される事業以外の事業であつて労働省令で

定めるものに限る。)であつてその事業主が同

一人であるものについてそれぞれ保険関係が

成立している場合において、当該事業主が当

該二以上の事業について成立している保険関

係の全部又は一部を一の保険関係とすること

につき申請をし、政府の承認があつたとき

は、当該承認に係る二以上の事業に使用され

るすべての労働者は、それらの事業のうち政

府が指定するいずれか一の事業に使用される

労働者とみなす。この場合においては、政府

が指定する一の事業以外の事業に係る保険関

係は、消滅する。

第十二條第一項第一号中「命令で定める金額

未滿で負傷又は疾病の治つた場合を除くもの

とし、療養費の全額。但し、命令で定める金額は

通常起り得る負傷及び疾病について、通例療養

七日間を要する費用の平均額を標準としてこれ

を定める。」を「療養費の全額」に改め、同項第二

号中「休業七日以内で負傷又は疾病の治つた場

合を除くものとし、」を「休業の最初の日から起

算して第四日目以後の」に、労働基準法第十二

条の平均賃金(以下「平均賃金」という。)を「給付基礎日額」に改め、同項第四号及び第五号中「平均賃金」を「給付基礎日額」に改め、同条第三項中「命令」を「労働省令」に改める。

第十二条の二中「命令」を「労働省令」に改め、同条を第十二条の二とし、第十二条の次に次の一条を加える。

第十二条の二 給付基礎日額は、労働基準法第十二条の平均賃金に相当する額とする。

労働基準法第十二条の平均賃金に相当する額を給付基礎日額とすることが著しく不適当であるときは、前項の規定にかかわらず、労働省令で定めるところによつて政府が算定する額を給付基礎日額とする。

給付基礎日額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。

第十二条の三第一項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は」は第十七条から第十九条までの規定により保険給付を受けないため労働基準法第七十五条の規定による療養補償を受ける労働者を削る。

第十二条の五第二項中「平均賃金」を「給付基礎日額」に改め、同条第三項中「第十二条の二」を「第十二条の二の二」に改める。

第十六条中「命令」を「労働省令」に改める。

第十七条から第十九条の二までを次のようにに改める。

第十七条及び第十八条 削除

第十九条 労働者が、故意に負傷、疾病、障害若しくは死亡又はその直接の原因となつた事故を生じさせたときは、政府は、保険給付を行なわない。

労働者が、故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなく療養に關する指示に従わないことにより、負傷、疾病、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となつた事故を生じさせ、又は負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、政府は、保険給付の全

部又は一部を行なわないことができる。

第十九条の二 偽りその他不正の手段により保険給付を受けた者があるときは、政府は、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

前項の場合において、事業主が虚偽の報告又は証明をしたためその保険給付が行なわれたものであるときは、政府は、その事業主に對し、保険給付を受けた者と連帯して同項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

第二十二條の次に次の一条を加える。

第二十二條の二 この章に定めるもののほか、保険給付に關し必要な事項は、労働省令で定める。

第二十三條第一項第二号中「義肢」の下に「その他の補装具」を加え、同項第四号中「職業再教育」を「リハビリテーション」に改める。

第二十四條中「保険加入者」を「保険関係が成立している事業の事業主(以下「保険加入者」という。)」に改める。

第二十五條に次の一項を加える。

第八條第一項の規定の適用を受ける事業その他労働省令で定める事業については、前項の規定にかかわらず、労働省令で定めるところにより算定した額を当該事業に係る賃金総額とする。

第二十六條を次のように改める。

第二十六條 保険料率は、政令で定めるところにより、この法律の適用を受けるすべての事業の過去三年間の災害率その他の事情を考慮して、労働大臣が定める。

保険料率は、保険給付に要する費用の予想額に照らし、将来にわたつて、財政の均衡を保つことができるものでなければならぬ。

第二十七條中「個別の事業」を「事業その他労働省令で定める規模の事業」に、「三年を経過したのもの」についての保険給付(第三十四條の三第

一項又は第二項の規定による保険給付を除く。以下この条において同じ。)の額を「三年以上経過したもの」についての同日以前三年間の保険給付の額(第三十四條の三第一項又は第二項の規定による保険給付の額を除くものとし、第一種障害補償費、傷病給付及び第一種障害給付については、その額は、労働省令で定めるところにより算定するものとする。以下この条及び第三十條の二において同じ。)」に改め、「当該事業が保険関係の成立後五年以上を経過したときは、直近の過去五年間の保険給付の額と保険料の額との割合」を削り、「主務大臣」を「労働大臣」に、「命令」を「労働省令」に改める。

第二十八條第一項中「支払う資金総額の見込額に保険料率を乗じて算定した概算保険料の額その他命令で定める事項を、その保険年度の初日から十五日以内(保険年度中途に保険関係が成立したものに對しては、保険関係成立の日から五日以内)に報告するとともに、概算保険料を」に係る資金総額の見込額(労働省令で定める場合にあつては、直前の保険年度に使用したすべての労働者に係る資金総額)に保険料率を乗じて算定した概算保険料を、その概算保険料の額その他労働省令で定める事項を記載した報告書に添えて、「初日から四十五日以内(保険年度の中途に保険関係が成立したものに對しては、保険関係成立の日から三十五日以内)」を「初日(保険年度の中途に保険関係が成立したものに對しては、保険関係成立の日)から四十五日以内」に改め、同条第二項中「支払う」を「係る」に、「概算保険料の額その他命令で定める事項を、保険関係の成立すべき日前十日まで(特別の事由があるときは、保険関係成立の日までに)に報告するとともに、概算保険料を」を「概算保険料を、その概算保険料の額その他労働省令で定める事項を記載した報告書に添えて、」に改め、同条第三項中「規定による報告を」を「報告書を提出」に、「報告に」を「報告書の記載に」に改め、同条第四項を次のようにに改める。

前項の通知を受けた保険加入者は、納付した概算保険料の額が政府が算定した概算保険料の額に足りないときはその不足額を、納付した概算保険料がないときは政府が算定した概算保険料を、その通知を受けた日から十五日内に納付しなければならない。

第二十九條を次のように改める。

第二十九條 保険加入者は、前条の資金総額の見込額が労働省令で定める範囲をこえて増加したときは、増加した日から三十日以内に、増加後の見込額に基づく概算保険料の額と納付した概算保険料の額との差額を、その額その他労働省令で定める事項を記載した報告書に添えて納付しなければならない。

第二十九條の二第二項及び第二十九條の三中「命令」を「労働省令」に改める。

第三十條第一項中「支払つた」を「係る」に、「命令」を「労働省令」に、「事項」を「事項を記載した報告書に」、「十五日」を「四十五日」に、「報告を」を「報告書を提出」に、「報告に」を「報告書の記載に」に改め、同条第三項中「命令」を「労働省令」に改め、「未納の保険料」の下に「その他この法律の規定による徴収金」を加え、同条第四項中、第一項の規定により報告をした場合においては「を削り、「額が同項」を「額が第一項」に改め、「確定保険料を」の下に、同項の報告書に添えて」を加え、「三十日」を「四十五日」に改め、同条第五項中「保険加入者は、第二項の規定による通知を受けた場合においては」を「第二項の通知を受けた保険加入者は」に改める。

第三十條の二第二項各号列記以外の部分中「第三條第一項第二号イに該当するもの」の下に「その他労働省令で定めるもの」を、「二十万円以上のもの」の下に「その他労働省令で定める規模のもの」を加え、「主務大臣」を「労働大臣」に、「命令」を「労働省令」に改め、同項第一号中「(第三十四條の三第一項又は第二項の規定による保

除く。以下次号において同じ。」を削り、「命令」を「労働省令」に改め、同条第二項中「又はの下に」未納の保険料その他この法律の規定による徴収金に充当し、若しくは」を加える。

第三十条の三の次に次の一条を加える。

第三十条の四 政府は、次の各号の一に該当する事故について保険給付を行なつたときは、労働省令で定めるところにより、労働基準法の規定による災害補償の額の限度で、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を保険加入者から徴収することができる。

一 第三条第一項の強制適用事業の保険加入者が保険関係の成立についての届出を怠つていた期間（政府が職権で保険関係の成立の確認をしたときは、その確認後の期間を除く。）中に生じた事故

二 保険加入者が保険料を納付しない期間（督促状に指定する期限後の期間に限る。）中に生じた事故

三 保険加入者が故意又は重大な過失により生じた事故

第三十四条の二第二項、第三十四条の四及び第三十四条の五中「命令」を「労働省令」に改める。

第三十四条の六中「命令」を「労働省令」に改め、「『保険関係の成立すべき日前十日まで（特別の事由があるときは、保険関係成立の日まで）』とあるのは、当該保険給付が行なわれることとなつた日から五日以内」とを削り、「保険関係成立の日から」とあるのは、当該保険給付が行なわれることとなつた日から」と「保険関係成立の日」とあるのは、当該保険給付が行なわれることとなつた日」に改める。

第三十七条中「第三項又は」を「第三項若しくは」、この規定により政府の算定した保険料又は特別保険料の額」を又は第三十条の四の規定による処分」に改める。

第三十八条中「前条に規定する額の算定その他保険料又はこの法律の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分」を「保険料その他この法律の規定による徴収金に關する処分」に、「主務大臣」を「労働大臣」に改める。

第四十二条第二項中「命令の定めるところによつて」を削る。

第四十三条中「基いて発する命令」を「基づく政令及び労働省令」に改める。

第四十六条及び第四十七条を次のように改める。

第四十六条 行政庁は、労働省令で定めるところにより、労働者を使用する者に対して、この保険の施行に關し必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

第四十七条 行政庁は、労働省令で定めるところにより、保険関係が成立している事業に使用される労働者又は保険給付を受け、若しくは受けようとする者に対して、この保険の施行に關し必要な報告、届出、文書その他の物件の提出又は出頭を命ずることができる。

第四十七条の二の次に次の一条を加える。

第四十七条の三 政府は、保険給付を受ける権利を有する者が、正当な理由がなく、前二条の規定による命令に従わないときは、保険給付の支払を一時差し止めることができる。

第四十九条中「命令の」を「労働省令で」に、「提示をさせ」を「提示を命じ」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十九条の二 この法律に基づき政令又は労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。この法律に基づき、労働大臣が保険料率その他の事項を定め、又はこれを改廃する場合においても、同様とする。

第五十条中「命令」を「労働省令」に改める。

第五十二条第一号を次のように改める。

一 第六条第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした場合

第五十二条第二号中「この法律」を「第四十八条」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第四十六条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書の提出をせず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

第五十三条中「であつて保険給付を受けるべき者その他の関係者」を削り、同条第一号を次のように改める。

一 第四十七条の規定による命令に違反して報告若しくは届出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは届出をし、又は文書その他の物件の提出をせず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

第五十三条第二号中「この法律」を「第四十八条」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第四十九条の規定による命令に違反して報告をせず、虚偽の報告をし、若しくは虚偽の帳簿書類その他の物件の提示をせず、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

別表第一から別表第三までの表中「平均賃金」を「給付基礎日額」に改める。

第二条 労働者災害補償保険法の一部を次のように改正する。

労働者災害補償保険法目次中「第四章の二 保険給付の特例」を「第四章の三 労働者災害補償保険法の特例」に改める。

第四章の四 特別加入

組合に改める。

第四章の二の次に次の二章を加える。

第四章の三 労働者災害補償保険法（昭和二十四年法律第八十一号）第三十三条の事業協同組合又は協同組合連合会その他の事業主の

団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であつて代表者の定めがないものを除く。以下同じ。）は、団体の構成員又は連合団体を構成する団体の構成員である事業主（労働省令で定める数以上の労働者を使用する事業の事業主を除く。）の委託を受けて、この章に定めるところにより、これらの者が行なうべき保険料の納付その他の労働者災害補償保険に關する事項（以下「労働者災害補償保険」という。）を処理することができる。

事業主の団体又はその連合団体は、前項に規定する業務を行なうとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。

前項の認可を受けた事業主の団体又はその連合団体（以下「労働者災害補償保険組合」という。）は、第一項に規定する業務を廃止しようとするときは、六十日前までに、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

労働大臣は、労働者災害補償保険組合がこの法律若しくはこれに基づく労働省令の規定に違反したとき、又はその行なうべき労働者災害補償の処理を怠り、若しくはその処理が著しく不当であると認めるときは、第二項の認可を取り消すことができる。

第三十四条の八 政府は、労働者災害補償保険に労働者災害補償の処理を委託した事業主に対してすべき保険料の納入の告知、督促その他の通知及び第三十条第三項の規定による還付金の還付については、これを労働者災害補償保険に對してすることができる。この場合において、労働者災害補償保険に對してした保険料の納入の告知、督促その他の通知及び還付金の還付は、当該事業主に對してしたものとみなす。

第三十四条の九 第三十四条の七第一項の委託に基づき、事業主が保険料その他この法律の規定による徴収金の納付のため、金銭を労働者災害補償保険に交付したときは、その金額の限度で、労働者災害補償保険は、政府に對して

これらの納付の責めに任ずる。

第三十条の三第一項又は第三十二条第一項の規定により、政府が追徴金又は延滞金を徴収する場合において、その徴収について労災保険事務組合の責めに帰すべき事由があるときは、その限度で、労災保険事務組合は、政府に対して当該徴収金の納付の責めに任ずる。

政府は、前二項の規定により労災保険事務組合が納付すべき徴収金については、当該労災保険事務組合に対して第三十一条第四項の規定による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合に限り、その残余の額を当該事業主から徴収することができる。

労災保険事務組合は、第十九条の二第二項の規定の適用については、事業主とみなす。

第三十四条の十 労災保険事務組合は、労働省令で定めるところにより、その処理する労災保険事務に関する事項を記載した帳簿を事務所に備えて置かなければならない。

第四章の四 特別加入

第三十四条の十一 次の各号に掲げる者（労働者である者を除く。）の業務災害に関しては、この章に定めるところによる。

一 労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業（労働省令で定める事業を除く。）の事業主で労災保険事務組合に労災保険事務の処理を委託するものである者（事業主が法人その他の団体であるときは、代表者）

二 前号の事業主が行なう事業に従事する者

三 労働省令で定める種類の事業を労働者を使用しないで行なうことを常態とする者

四 前号の者が行なう事業に従事する者

五 労働省令で定める種類の作業に従事する者

第三十四条の十二 前条第一号の事業主が、同号及び同条第二号に掲げる者を包括して当該事業について第二章の規定により成立する保険関係に基づきこの保険による保険給付を受

けることができる者とするにつき申請をし、政府の承認があつたときは、第三章、第四章（第三十条の四を除く。）及び前章の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

一 前条第一号及び第二号に掲げる者は、当該事業に使用される労働者とみなす。

二 前条第一号又は第二号に掲げる者が業務上負傷し、若しくは疾病にかつたとき、その負傷若しくは疾病についての療養のため当該事業に従事することができないとき、その負傷若しくは疾病がなかつた場合において身体に障害が生ずるとき、又は業務上死亡したときは、労働基準法第七十五条から第七十七条まで、第七十九条及び第八十条に規定する災害補償の事由が生じたものとみなす。

三 前条第一号及び第二号に掲げる者の給付基礎日額は、当該事業に使用される労働者の賃金の額その他の事情を考慮して労働大臣が定める額とする。

四 前条第一号又は第二号に掲げる者の事故が、同条第一号の事業主の故意若しくは重大な過失によつて生じたものであるとき、又は保険料が滞納されている期間中に生じたものであるときは、政府は、当該事故に係る保険給付の全部又は一部を行なわないことができる。

前条第一号の事業主は、前項の承認があつた後についても、政府の承認を受けて、同号及び同条第二号に掲げる者を包括して保険給付を受けることができる者とし、前項とすることができない。

政府は、前条第一号の事業主がこの法律又はこれに基づく労働省令の規定に違反したときは、第一項の承認を取り消すことができる。

前条第一号及び第二号に掲げる者の保険給付を受ける権利は、第二項の規定による承認

又は前項の規定による第一項の承認の取消しによつて変更されない。これらの者が同条第一号及び第二号に掲げる者でなくなつたことによつても、同様とする。

第三十四条の十三 第三十四条の十一第三号に掲げる者の団体又は同条第五号に掲げる者の団体が、当該団体の構成員である同条第三号に掲げる者及びその者に係る同条第四号に掲げる者又は当該団体の構成員である同条第五号に掲げる者に関しこの保険の適用を受けることにつき申請をし、政府の承認があつたときは、第二章から第四章まで（第二十七条、第三十条の二及び第三十条の四を除く。）及び前章の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

一 当該団体は、第三条第二項の任意適用事業及びその事業主とみなす。

二 当該申請は、保険加入の申込みとなし、また、当該承認は、保険加入の申込みに対する政府の承諾とみなす。

三 当該団体に係る第三十四条の十一第三号から第五号までに掲げる者は、第一号の任意適用事業に使用される労働者とみなす。

四 当該団体の解散は、事業の廃止とみなす。

五 前条第一項第二号の規定は、第三十四条の十一第三号から第五号までに掲げる者に係る保険給付の事由について準用する。この場合において同条第五号に掲げる者に関しては、前条第一項第二号中「業務上」とあるのは「当該作業により」と、「当該事業」とあるのは「当該作業」と読み替へるものとする。

六 第三十四条の十一第三号から第五号までに掲げる者の給付基礎日額は、当該事業と同種若しくは類似の事業又は当該作業と同種若しくは類似の作業を行なう事業に使用される労働者の賃金の額その他の事情を考慮して労働大臣が定める額とする。

七 第三十四条の十一第三号から第五号までに掲げる者の事故が、保険料が滞納されている期間中に生じたものであるときは、政府は、当該事故に係る保険給付の全部又は一部を行なわないことができる。

八 当該団体についての保険料率は、第三十四条の十一第三号の事業と同種若しくは類似の事業又は同条第五号の作業と同種若しくは類似の作業を行なう事業についての災害率その他の事情を考慮して労働大臣が定める。

一の団体に係る第三十四条の十一第三号から第五号までに掲げる者として前項第三号の規定により労働者とみなされてはいる者は、同一の種類の仕事又は同一の種類の仕事に關しては、他の団体に關し重ねて同号の規定により労働者とみなされることはない。

政府は、第一項の団体がこの法律又はこれに基づく労働省令の規定に違反したときは、当該団体についての保険関係を消滅させることができる。

第三十四条の十一 第三号から第五号までに掲げる者の保険給付を受ける権利は、同条第三号又は第五号に掲げる者が第一項の団体から脱退することによつて変更されない。同条第三号から第五号までに掲げる者がこれらの規定に掲げる者でなくなつたことによつても、同様とする。

第三十四条の十四 この章に定めるもののほか、第三十四条の十一各号に掲げる者の業務災害に關し必要な事項は、労働省令で定める。

第四十六条中「使用する者」の下に「、労災保険事務組合又は第三十四条の十三第一項に規定する団体」を加える。

第四十七条中「労働者」の下に「（第三十四条の十二第一項第一号又は第三十四条の十三第一項第三号の規定により労働者とみなされる者を含む。）」を加える。

第四十八条中「場所」の下に「又は労災保険事務組合若しくは第三十四条の十三第一項に規定する団体の事務所」を加える。

第五十一条を削る。

第五十二条に後段として次のように加える。

第三十四条の十三第一項に規定する団体が

第二号又は第三号に該当する場合におけるその違反行為をした当該団体の代表者又は代理人、使用人その他の従業者も、同様とする。

第五十二条を第五十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

第五十二条 労災保険事務組合が次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした当該

労災保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者を六箇月以下の懲役又は五

万円以下の罰金に処する。

一 第三十四条の十の規定に違反して帳簿を

備えて置かず、又は同条の帳簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載を

した場合

二 第四十六条の規定による命令に違反して

報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書の提出をせず、若しくは虚偽の記載

をした文書を提出した場合

三 第四十八条の規定による当該官吏の質問

に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述

をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌

避した場合

第五十三条中「保険加入者」の下に「、労災保

険事務組合及び第三十四条の十三第一項に規定

する団体」を加える。

第五十四条中「法人の代表者」を「法人、法人で

ない労災保険事務組合及び第三十四条の十三第

一項に規定する団体を含む。以下この項におい

て同じ。の代表者」に、「前二条」を「前三条」に

改め、同条に次の一項を加える。

前項の規定により法人でない労災保険事務

組合又は第三十四条の十三第一項に規定する

団体を処罰する場合においては、その代表者

が訴訟行為につきその労災保険事務組合又は

団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑

者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定

を準用する。

第三條 労働者災害補償保険法の一部を次のよう

に改正する。

第十二条を次のように改める。

第十二条 この法律による保険給付は、次のと

おりとする。

一 療養補償給付

二 休業補償給付

三 障害補償給付

四 遺族補償給付
五 葬祭料
六 長期傷病補償給付
前項の保険給付（長期傷病補償給付を除く。）は、労働基準法第七十五条から第七十七条まで、第七十九条及び第八十条に規定する災害補償の事由が生じた場合に、補償を受けるべき労働者若しくは遺族又は葬祭を行なう者に対し、その請求に基づいて行なう。長期傷病補償給付は、療養補償給付を受ける労働者の負傷又は疾病が療養の開始後三年を経過してもなおらない場合における当該労働者に対し、政府が必要と認める場合に行なう。第十二条の二の二から第十二条の五までを次のように改める。

第十二条の三 年金たる保険給付の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した月で終わるものと

する。

年金たる保険給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。

年金たる保険給付は、毎年二月、五月、八月及び十一月の四期に、それぞれその前月分までを支払う。ただし、支給を受ける権利が消滅した場合におけるその期の年金たる保険

給付は、支払期月でない月であつても、支払うものとする。

第十二条の四 船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた際にその船舶に乗つていた労働者若しくは船舶に乗つていてその船舶の航行中に行方不明となつた労働者の生じた三箇月間わからぬ場合又はこれらの労働者の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからぬ場合

には、遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた日又は労働者が行方不明となつた日に、当該労働者は、死亡したものと推定する。航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際にその航空機に乗つていた労働者若しくは航空機に乗つていてその航空機の航行中に行方不明となつた労働者の生じた三箇月間わからぬ場合又はこれらの労働者の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからぬ場合にも、同様とする。

第十二条の五 この法律に基づく保険給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき保険給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父、母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の當時その者と生計を同じくしていたもの（遺族補償年金については、当該遺族補償年金を受けることができる他の遺族）は、自己の名で、その未支給の保険給付の支給を請求することができる。

前項の場合において、死亡した者が死亡前にその保険給付を請求していなかつたときは、同項に規定する者は、自己の名で、その保険給付を請求することができる。

未支給の保険給付を受けるべき者の順位は、第一項に規定する順序（遺族補償年金については、第十六条の二第二項に規定する順序）による。

未支給の保険給付を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その一人がした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

第十二条の六 年金たる保険給付の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金たる保険給付が支払われたときは、その支払われた年金たる保険給付は、その後に支払うべき年金たる保険給付の内払とみなすことができる。年金たる保険給付を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金たる保険給付が支払われた場合における当該年金たる保険給付の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

第十三条中「療養補償費若しくは第十二条第三項の療養又は第二種傷病給付に係る療養若しくは療養の費用」を「前項の療養の給付」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

療養補償給付は、療養の給付とする。

第十三条に次の一項を加える。

政府は、第一項の療養の給付をすることが困難な場合その他労働者令で定める場合には、療養の給付に代えて療養の費用を支給することができる。

第十四条から第十六条までを次のように改める。

第十四条 休業補償給付は、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働すること

ができないうちに賃金を受けない日の第四日目から支給するものとし、その額は、一日につき給付基礎日額の百分の六十に相当する額とする。

第十五条 療養補償給付は、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働すること

ができないうちに賃金を受けない日の第四日目から支給するものとし、その額は、一日につき給付基礎日額の百分の六十に相当する額とする。

第十六条 遺族補償給付は、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働すること

ができないうちに賃金を受けない日の第四日目から支給するものとし、その額は、一日につき給付基礎日額の百分の六十に相当する額とする。

第十七条 葬祭料は、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働すること

ができないうちに賃金を受けない日の第四日目から支給するものとし、その額は、一日につき給付基礎日額の百分の六十に相当する額とする。

第十八条 長期傷病補償給付は、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働すること

ができないうちに賃金を受けない日の第四日目から支給するものとし、その額は、一日につき給付基礎日額の百分の六十に相当する額とする。

第十九条 遺族補償給付は、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働すること

ができないうちに賃金を受けない日の第四日目から支給するものとし、その額は、一日につき給付基礎日額の百分の六十に相当する額とする。

第二十条 葬祭料は、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働すること

ができないうちに賃金を受けない日の第四日目から支給するものとし、その額は、一日につき給付基礎日額の百分の六十に相当する額とする。

第二十一条 長期傷病補償給付は、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働すること

ができないうちに賃金を受けない日の第四日目から支給するものとし、その額は、一日につき給付基礎日額の百分の六十に相当する額とする。

第二十二条 遺族補償給付は、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働すること

ができないうちに賃金を受けない日の第四日目から支給するものとし、その額は、一日につき給付基礎日額の百分の六十に相当する額とする。

第二十三条 葬祭料は、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働すること

ができないうちに賃金を受けない日の第四日目から支給するものとし、その額は、一日につき給付基礎日額の百分の六十に相当する額とする。

第二十四条 長期傷病補償給付は、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働すること

ができないうちに賃金を受けない日の第四日目から支給するものとし、その額は、一日につき給付基礎日額の百分の六十に相当する額とする。

政府は、労働基準法第七十六条第二項又は第三項に該当する事由がある場合には、これらの規定の例により、前項の額を改定する。

第十五条 障害補償金は、労働省令で定める障害等級に応じ、障害補償年金又は障害補償一時金とし、その額は、それぞれ、別表第一又は別表第二に規定する額とする。

第十五条の二 障害補償年金を受ける労働者の当該障害の程度に変更があつたため、新たに別表第一又は別表第二中の他の障害等級に該当するに至つた場合には、政府は、労働省令で定めるところにより、新たに該当するに至つた障害等級に応ずる障害補償年金又は障害補償一時金を支給するものとし、その後は、従前の障害補償年金は、支給しない。

第十六条 遺族補償金は、遺族補償年金又は遺族補償一時金とする。

第十六条の二 遺族補償年金を受けることができる遺族は、労働者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、労働者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻以外の者にあつては、労働者の死亡の当時次の各号に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

- 一 夫、父母又は祖父母については、六十歳以上であること。
- 二 子又は孫については、十八歳未満であること。
- 三 兄弟姉妹については、十八歳未満又は六十歳以上であること。
- 四 前三号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、労働省令で定める療疾の状態にあること。

労働者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向かつて、その子は、労働者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた子とみなす。

遺族補償年金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とする。

第十六条の三 遺族補償年金の額は、別表第一に規定する額とする。

遺族補償年金を受ける権利を有する者が二人以上あるときは、遺族補償年金の額は、前項の規定にかかわらず、別表第一に規定する額をその人数で除して得た額とする。

遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の數に増減を生じたときは、その増減を生じた月の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。

第十六条の四 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。

- 一 死亡したとき。
- 二 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたとき。
- 三 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある場合を含む。）となつたとき。
- 四 離縁によつて、死亡した労働者との親族関係が終了したとき。
- 五 子、孫又は兄弟姉妹については、十八歳に達したとき（労働者の死亡の時から引き続き第十六条の二第一項第四号の労働省令で定める療疾の状態にあるものを除く。）。

第十六条の二第二項第四号の労働省令で定める療疾の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなつたとき（夫、父母又は祖父母については、労働者の死亡の当時六十歳以上であつたとき、子又は孫については、十八歳未満であるとき、兄弟姉妹については、十八歳未満であるか又は労働者の死亡の当時六十歳以上であつたときを除く。）。

は、十八歳未満であるか又は労働者の死亡の当時六十歳以上であつたときを除く。）。

遺族補償年金を受けることができる遺族が前項各号の一に該当するに至つたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。

第十六条の五 遺族補償年金を受ける権利を有する者の所在が一年以上明らかでない場合には、当該遺族補償年金は、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がないときは次順位者の申請によつて、その所在が明らかでない間、その支給を停止する。この場合において、同順位者がないときは、その間、次順位者を先順位者とする。

前項の規定により遺族補償年金の支給を停止された遺族は、いつでも、その支給の停止の解除を申請することができる。

第十六条の三第三項の規定は、第一項の規定により遺族補償年金の支給が停止され、又は前項の規定によりその停止が解除された場合に準用する。この場合において、同条第三項中「増減を生じた月」とあるのは、「支給が停止され、又はその停止が解除された月」と読み替へるものとする。

第十六条の六 遺族補償一時金は、次の場合に支給する。

- 一 労働者の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき。
 - 二 遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族補償年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該労働者の死亡に関し支給された遺族補償年金の合計額が前号の場合に支給される遺族補償一時金の額に満たないとき。
- 第十六条の七 遺族補償一時金を受けることができる遺族は、次の各号に掲げる者とする。
- 一 配偶者
 - 二 労働者の死亡の当時その収入によつて生

計を維持していた子、父母、孫及び祖父母

三 前号に該当しない子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹

遺族補償一時金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序により、同項第二号及び第三号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ、当該各号に掲げる順序による。

第十六条の八 遺族補償一時金の額は、別表第二に規定する額とする。

第十六条の三第二項の規定は、遺族補償一時金の額について準用する。この場合において、同項中「別表第一」とあるのは、「別表第二」と読み替へるものとする。

第十六条の九 労働者を故意に死亡させた者は、遺族補償給付を受けることができる遺族としない。

労働者の死亡前に、当該労働者の死亡によつて遺族補償年金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者が故意に死亡させた者は、遺族補償年金を受けることができる遺族としない。

遺族補償年金を受けることができる遺族を故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受けることができる遺族としない。労働者の死亡前に、当該労働者の死亡によつて遺族補償年金を受けることができる遺族となるべき者を故意に死亡させた者も、同様とする。

遺族補償年金を受けることができる遺族が、遺族補償年金を受けることができる先順位又は同順位の他の遺族を故意に死亡させたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。この場合において、その者が遺族補償年金を受ける権利を有する者であるときは、その権利は、消滅する。

前項後段の場合には、第十六条の四第一項後段の規定を準用する。

第十七条及び第十八条を次のように改める。

第十七条 葬祭料は、通常葬祭に要する費用を考慮して労働大臣が定める金額とする。

第十八条 長期傷病補償給付は、療養の給付及び療養を必要とする期間一年につき別表第一に規定する額の年金とする。

長期傷病補償給付を受ける者には、療養補償給付及び休業補償給付は、行なわれない。

第十三条第二項及び第三項の規定は、第一項の療養の給付について準用する。

第十九条の三第二項中「長期傷病者補償」を「長期傷病補償給付」に改め、同条第一項を削る。

第二十七条中「第一種障害補償費、傷病給付及び第一種障害給付」を「障害補償年金、遺族補償年金及び長期傷病補償給付」に改める。

第三十四条の二を次のように改める。

第三十四条の二 国庫は、予算の範囲内において、労働者災害補償保険事業に要する費用の一部を補助することができる。

第三十四条の三第一項中「対しても」を「関しても」に、「第一種障害補償費の給付を行なうものとする」を「保険給付を行なうことができる」に改め、同条第二項中「療養補償費又は療養の給付」を「療養補償給付」に、「長期傷病者補償」を「長期傷病補償給付」に改める。

第三十四条の四を次のように改める。

第三十四条の四 政府は、前条第一項又は第二項の規定により保険給付を行なうこととなつ

た場合には、労働省令で定める期間、当該保険加入者から、第二十四条に規定する保険料のほか、当該保険給付に要する費用を基礎として労働省令で定めるところにより算定した特別保険料を徴収する。

第三十四条の五中「第一種障害補償費の給付又は長期傷病者補償」を「保険給付」に、「前条第一項」を「前条」に改める。

第三十四条の六中「第三十四条の四第一項」を「第三十四条の四」に改める。

第四十二条第一項中「及び保険給付を受ける権利」を「並びに療養補償給付、休業補償給付及び葬祭料を受ける権利」に改め、「とき」の下に「障害補償給付及び遺族補償給付を受ける権利は、五年を経過したとき」を加える。

第四十七条の二中「労働者」を「者（遺族補償年金の額の算定の基礎となる者を含む）」に改める。

第四十九条中「医師その他診療を担当した者に対し、保険給付に係る労働者の診療を」を「保険給付を受け、又は受けようとする者（遺族補償年金の額の算定の基礎となる者を含む。）の診療を担当した医師その他の者に対して、その行なつた診療」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一

- 一 同一の事由（障害補償年金及び遺族補償年金については、それぞれ、当該障害又は死亡をい、長期傷病補償給付たる年金については、当該負傷又は疾病により廃疾の状態にあることをいう。以下同じ。）により、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の規定による障害年金又は遺族年金が支給される場合にあつては、下欄の額から、当該障害年金又は遺族年金の支給額に百分の五十七・五を乗じて得た額を減じた額
- 二 同一の事由により、政令で定める法令による給付であつて厚生年金保険法の規定による障害年金又は遺族年金に相当する給付が支給される場合にあつては、下欄の額から、当該給付の支給額に百分の五十七・五の範囲内で政令で定める率を乗じて得た額を減じた額
- 三 前二号の場合以外の場合にあつては、下欄の額

別表第二

区分	額
長期傷病補償給付たる年金	給付基礎年額の百分の六十に相当する額
遺族補償年金	次に掲げる額の合計額 一 給付基礎日額に三百六十五を乗じて得た額（以下「給付基礎年額」という。）の百分の二十五に相当する額 二 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族一人につき給付基礎年額の百分の五に相当する額。ただし、その額が給付基礎年額の百分の二十五に相当する額をこえるときは、給付基礎年額の百分の二十五に相当する額
障害補償年金	一 障害等級第一級に該当する障害がある者 給付基礎日額の二四〇日分 二 障害等級第二級に該当する障害がある者 給付基礎日額の二一三目分 三 障害等級第三級に該当する障害がある者 給付基礎日額の二八八日分 四 障害等級第四級に該当する障害がある者 給付基礎日額の二六四日分 五 障害等級第五級に該当する障害がある者 給付基礎日額の二四二日分 六 障害等級第六級に該当する障害がある者 給付基礎日額の二二〇日分 七 障害等級第七級に該当する障害がある者 給付基礎日額の二〇〇日分
障害補償一時金	一 障害等級第八級に該当する障害がある者 給付基礎日額の四五〇日分 二 障害等級第九級に該当する障害がある者 給付基礎日額の三五〇日分 三 障害等級第一〇級に該当する障害がある者 給付基礎日額の二七〇日分 四 障害等級第一級に該当する障害がある者 給付基礎日額の二〇〇日分 五 障害等級第二級に該当する障害がある者 給付基礎日額の二〇〇日分 六 障害等級第三級に該当する障害がある者 給付基礎日額の九〇日分 七 障害等級第四級に該当する障害がある者 給付基礎日額の五〇日分
遺族補償一時金	一 第十六条の六第一号の場合 給付基礎日額の四〇〇日分 二 第十六条の六第二号の場合 給付基礎日額の四〇〇日分 から第十六条の六第二号に規定する遺族補償年金の額の合計額を控除した額

別表第三を削る。

附則
（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十年八月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第十三条の規定は昭和四十年十一月一日から、第三条並びに

附則第十四条から附則第四十二条まで及び附則第四十四条の規定は昭和四十一年二月一日から施行する。

(第一条の規定の施行に伴う経過措置)

第三条 第一条の規定の施行の際現に保険関係が成立している事業に關しては、同条の規定による改正後の労働者災害補償保険法(以下この条から附則第八条までにおいて「新法」という。)第三条の二の規定は、適用しない。

第三条 第一条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の労働者災害補償保険法(以下この条から附則第八条までにおいて「旧法」という。)第六条の規定による保険関係が成立している事業(当該事業に關し保険加入者が旧法第二十八条第一項若しくは第二項の報告をし、又は政府が同条第三項の通知を発したものを除く。)の事業主は、昭和四十年八月五日までに、新法第六条第二項に規定する事項を政府に届け出なければならぬ。

2 前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し同項の罰金刑を科する。

第四条 第一条の規定の施行の際現に数次の請負によつて行なわれている事業の事業主については、なお旧法第八条の規定の例による。

第五条 旧法の規定により支給すべき療養補償費及び休業補償費であつて、第一条の規定の施行の際まだ支給していないものについては、なお従前の例による。

第六条 新法第十二条第一項第一号の規定は、第一条の規定の施行前に開始された療養に係る業務上の負傷又は疾病が同条の規定の施行後になおつた場合における同条の規定の施行前の療養についても、適用する。

第七条 新法第十二条第一項第二号の規定は、第一条の規定の施行前の休業が七日以内であり、かつ、同条の規定の施行後、同一の事由により休業する者に係る同条の規定の施行前の休業についても、適用する。この場合において、休業が七日をこえるときは、その休業の最初の日から起算して第三日目までの日についても、休業補償費を支給する。

第八条 第一条の規定の施行前に生じた事故に係る保険給付については、旧法第十七条から第十九条の二までの規定は、なお効力を有する。

2 第一条の規定の施行前に生じた事故については、新法第三十条の四の規定は、適用しない。

(労働基準法の一部改正)
第九条 労働基準法の一部を次のように改正する。

第八十七条第一項中「事業」を「政令で定める事業」に改める。

(労働基準法の一部改正に伴う経過措置)
第十条 事業が数次の請負によつて行なわれる場合における災害補償であつて、昭和四十年七月三十一日以前に生じた事故に係るものについては、前条の規定による改正前の労働基準法第八十七条の規定の例による。

(労働福祉事業団法の一部改正)
第十一条 労働福祉事業団法(昭和三十三年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第一号中「職業再教育施設」を「リハビリテーション施設」に改める。

第二十八条第二号中「預金」の下に、若しくは「金銭信託」を加える。

(強制適用事業の範囲の拡大)
第十二条 政府は、労働者災害補償保険の強制適用事業とされていないすべての事業を強制適用事業とするための効率的方策について、他の社会保険制度との関連をも考慮しつつ、二年以内に成果を得ることを目的として調査研究を行ない、その結果に基づいて、すみやかに、必要な措置を講ずるものとする。

(労災保険事務組合に対する報奨金)
第十三条 政府は、当分の間、政令で定めるところにより、第二条の規定による改正後の労働者災害補償保険法第三十四条の七第一項の委託に基づき労災保険事務組合が納付すべき保険料が督促することなく完納されたとき、その他その納付の状況が著しく良好であると認めるときは、当該労災保険事務組合に対して、予算の範囲内で、報奨金を交付することができる。

(第三条の規定の施行に伴う経過措置)
第十四条 第三条の規定による改正前の労働者災害補償保険法(以下この条から附則第十六条までにおいて「旧法」という。)の規定による第一種障害補償費、傷病給付及び第一種障害給付のうち第三条の規定の施行の日の前日までの間に係る分並びに旧法の規定による第二種障害補償費、遺族補償費、葬祭料、第二種障害給付、遺族給付及び葬祭給付であつて、同条の規定の施行の際まだ支給していないものについては、なお従前の例による。

第十五条 第三条の規定の施行の際現に旧法の規定による第一種障害補償費若しくは第一種障害給付又は傷病給付を受けることができる者には、それぞれ、同条の規定による改正後の労働者災害補償保険法(以下「新法」という。)の規定による障害補償年金を支給し、又は長期傷病補償給付を行なう。この場合において、第一種傷病給付を受けることができる者に対しては、新法長期傷病補償給付は、その者が同条の規定の施行後三十日以内に政府に申出をしたときは、新法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該負傷若しくは疾病がなおあるまで又は当該負傷若しくは疾病について病院若しくは診療所への収容による療養を必要とするに至るまでの間、従前の例による額の年金のみとする。

2 前項に規定する者のうち労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第二十九号。以下「昭和三十五年改正法」という。)附則第五条第一項の規定により長期傷病者補償

を受けることとなつたことにより第一種障害給付又は傷病給付を受けることができる者に係る新法の規定による保険給付については、同法の規定にかかわらず、昭和三十五年改正法附則第五条第二項の規定の例に従い労働省令で定めるところによる。

第十六条 新法第二十七条又は第三十条の二第一項第一号若しくは第二号に規定する保険給付の額に關しては、旧法の規定による第一種障害補償費及び第一種障害給付は、障害補償年金とみなし、同法の規定による傷病給付は、長期傷病補償給付とみなす。

(船員保険法の一部改正)
第十七条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四十四条ノ三第一項中「若ハ」を「又ハ」に改め、「又ハ」労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第十二条第一項第三号ノ規定ニ依ル障害補償費ノ支給」を削る。

第四十五条第二項中「労働者災害補償保険法」の下に「(昭和二十二年法律第五十号)を加え、第十二条第一項第三号」を削り、「障害補償費ノ支給」を「障害補償給付」に改める。

第五十条ノ七中「若ハ」を「又ハ」に改め、「又ハ」労働者災害補償保険法第十二条第一項第四号ノ規定ニ依ル遺族補償費ノ支給」を削る。

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)
第十八条 障害年金の支給を受ける権利を有する者が第三条の規定による改正前の労働者災害補償保険法(以下「旧労働者災害補償保険法」という。)第十二条第一項第三号の規定による第二種障害補償費の支給を受ける権利を有するに至つたことにより昭和四十一年二月一日において現に前条の規定による改正前の船員保険法(以下この条において「旧法」という。)第四十四条ノ三の規定によりその支給が停止されている障害年金の支給については、同条の規定の改正にかかわらず、なお従前の例による。旧労働者災害補償保険法第十二条第一項第四号の規定による遺

族補償費の支給を受けるべき者があることにより昭和四十一年二月一日において現に旧法第五十条ノ七の規定によりその支給が停止されている遺族年金の支給についても、同様とする。

2 前項の規定により障害年金又は遺族年金の支給が停止されている間は、当該障害年金又は遺族年金については、国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第六十五条第二項(同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。)の規定を適用しない。

3 障害年金の支給を受ける権利を有する者が旧労働者災害補償保険法第十二条第一項第三号の規定による第一種障害補償費の支給を受ける権利を有するに至つたことにより昭和四十一年二月一日において現に旧法第四十四条ノ三の規定によりその支給が停止されている障害年金は、船員保険法第二十四条第一項の規定にかかわらず、同年同月分から支給するものとする。

(労働基準法の一部改正)
第十九条 労働基準法の一部を次のように改正する。

第七十九条中「又は労働者の死亡当時その収入によつて生計を維持した者」を削る。
第八十四条第一項中「補償を受けるべき者が、同一の事由について、労働者災害補償保険法によつてこの法律の災害補償に相当する保険給付を受けるべき場合においては、その価額の限度において、使用者は、補償の責を免れ、又は命令で指定する法令に基いてこの法律の災害補償に相当する給付を受けるべき場合」を「この法律に規定する災害補償の事由について、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)又は命令で指定する法令に基いてこの法律の災害補償に相当する給付が行なわれるべきものである場合」に改める。

(労働基準法の一部改正に伴う経過措置)
第二十条 昭和四十一年二月一日前に生じた事由に係る労働基準法第七十五条から第七十七条まで、第七十九条及び第八十条の規定による災害補償については、前条の規定による同法第七十九

九条及び第八十四条第一項の規定の改正にかかわらず、なお従前の例による。

第二十一条 附則第八条第一項の規定によりなお効力を有することとされる第一条の規定による改正前の労働者災害補償保険法第十七条から第十九条の二までの規定により保険給付の全部又は一部が支給されない場合において使用者が行なうべき災害補償については、なお附則第十九条の規定による改正前の労働基準法第八十四条第一項の規定の例による。

(失業保険法の一部改正)
第二十二條 失業保険法(昭和二十二年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。
第二十六條第八項中「第十二条」を削り、「休業補償費」を「休業補償給付」に改める。
第二十三條 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。
第二十五條の表第八十一條第二項の項下欄中「第十二條第一項第一号の規定による療養補償費」を「第十二條第一項第一号の規定による療養補償費」に改め、同表第八十六條の項下欄中「相当する補償」の下に「を支給する事由が生じた月の翌月から六箇月」を加え、同項下欄中「又は労働者災害補償保険法第十二條第一項第三号の規定による障害補償費」を「が行なわれることとなつたときは六箇月、労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金が支給され、又は長期傷病補償給付が行なわれることとなつたときはこれらの保険給付が行なわれる間」に改め、同表第九十二條の項下欄中「相当する補償」の下に「を支給する事由が生じた時から六箇月」を加え、同項下欄中「又は労働者災害補償保険法第十二條第一項第四号の規定による遺族補償費」を「が行なわれることとなつたときは六箇月、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金が支給されること

となつたときはその保険給付が行なわれる間」に改める。

(私立学校教職員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)
第二十四條 旧労働者災害補償保険法第十二條第一項第三号の規定による第二種障害補償費を支給する事由が生じたことにより昭和四十一年二月一日において現に前条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法(以下この条において「旧法」という。)第二十五條において準用する国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第八十六條の規定によりその一部の支給が停止されている職務による療養年金の支給については、私立学校教職員共済組合法第二十五條の規定の改正にかかわらず、なお従前の例による。旧労働者災害補償保険法第十二條第一項第四号の規定により遺族補償費を支給する事由が生じたことにより昭和四十一年二月一日において現に旧法第二十五條において準用する国家公務員共済組合法第九十二條の規定によりその一部の支給が停止されている職務による遺族年金の支給についても、同様とする。

(厚生年金保険法の一部改正)
第二十五條 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。
第五十四條中「若しくは」を「又は」に改め、「又は労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第十二條第一項第三号の規定による障害補償費の支給」を削る。
第五十六條中「労働者災害補償保険法」の下に「(昭和二十二年法律第五十号)」を加え、「第十二條第一項第三号」を削り、「障害補償費の支給」を「障害補償給付」に改める。
第六十四條中「若しくは」を「又は」に改め、「又は労働者災害補償保険法第十二條第一項第四号の規定による遺族補償費」を削る。
(厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置)
第二十六條 障害年金の受給権者が旧労働者災害補償保険法第十二條第一項第三号の規定による

第二種障害補償費の支給を受ける権利を取得したことににより昭和四十一年二月一日において現に前条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下この条において「旧法」という。)第五十四條の規定によりその支給が停止されている障害年金の支給については、同条の規定の改正にかかわらず、なお従前の例による。旧労働者災害補償保険法第十二條第一項第四号の規定による遺族補償費の支給が行なわれるべきものであることにより昭和四十一年二月一日において現に旧法第六十四條の規定によりその支給が停止されている遺族年金の支給についても、同様とする。

2 前項の規定により障害年金又は遺族年金の支給が停止されている間は、当該障害年金又は遺族年金については、国民年金法第六十五条第二項(同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。)の規定を適用しない。

3 障害年金の受給権者が旧労働者災害補償保険法第十二條第一項第三号の規定による第一種障害補償費の支給を受ける権利を取得したことにより昭和四十一年二月一日において現に旧法第五十四條の規定によりその支給が停止されている障害年金は、厚生年金保険法第三十六條第二項の規定にかかわらず、同年同月分から支給するものとする。

(労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正)
第二十七條 労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和三十一年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。
第十五條第一項第五号中「当該労働者」を「同法第四十七條の二に規定する者」に改める。
第三十六條を次のように改める。
(関係労働者及び関係事業主を代表する者の指名)
第三十六條 労働大臣は、労働者災害補償保険制度に関し関係労働者及び関係事業主を代表する者各四人を、失業保険制度に関し関係労働者及び関係事業主を代表する者各二人を、

第二種障害補償費の支給を受ける権利を取得したことににより昭和四十一年二月一日において現に前条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下この条において「旧法」という。)第五十四條の規定によりその支給が停止されている障害年金の支給については、同条の規定の改正にかかわらず、なお従前の例による。旧労働者災害補償保険法第十二條第一項第四号の規定による遺族補償費の支給が行なわれるべきものであることにより昭和四十一年二月一日において現に旧法第六十四條の規定によりその支給が停止されている遺族年金の支給についても、同様とする。

2 前項の規定により障害年金又は遺族年金の支給が停止されている間は、当該障害年金又は遺族年金については、国民年金法第六十五条第二項(同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。)の規定を適用しない。

3 障害年金の受給権者が旧労働者災害補償保険法第十二條第一項第三号の規定による第一種障害補償費の支給を受ける権利を取得したことにより昭和四十一年二月一日において現に旧法第五十四條の規定によりその支給が停止されている障害年金は、厚生年金保険法第三十六條第二項の規定にかかわらず、同年同月分から支給するものとする。

それぞれ、関係団体の推薦により指名するものとする。

第四十六條第一項第六号中「当該労働者」を「同法第四十七條の二に規定する者」に改める。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正）
第二十八條 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第三十九條第二項中「第十二條第一項第一号若しくは第三項の規定による療養補償費若しくは療養の給付」を「の規定による療養補償給付」に改める。

第四十三條中「又は労働者災害補償保険法第十二條第一項第三号の規定による障害補償費を支給する事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月から六年間を」が「行なわれることとなつたときは六年間、労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金が支給され、又は長期傷病補償給付が行なわれることとなつたときはこれらの保険給付が行なわれる間」に改める。

第四十四條第二項及び第四十五條第一項中「第十二條第一項第三号の規定による障害補償費」を「の規定による障害補償給付」に改める。

第四十九條の二中「又は労働者災害補償保険法第十二條第一項第四号の規定による遺族補償費を支給する事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月から六年間を」が「行なわれることとなつたときは六年間、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金が支給され、又は長期傷病補償給付が行なわれることとなつたときはこれらの保険給付が行なわれる間」に改める。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）
第二十九條 旧労働者災害補償保険法第十二條第一項第三号の規定による第二種障害補償費を支給する事由が生じたことにより昭和四十一年二月一日において現に前条の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法（以下この条において「旧法」という。）第四十三條の規定によりその一部の支給が停止されている職務による遺族年金の支給について、同様とする。

（国民健康保険法の一部改正）
第三十條 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第五十六條第一項中「療養補償費」を「療養補償給付若しくは長期傷病補償給付」に改める。

（国民年金法の一部改正）
第三十一條 国民年金法の一部を次のように改正する。

第三十六條中、「労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による障害補償費を削る。

第四十一條第一項中、「労働者災害補償保険法の規定による遺族補償費」を削る。

第六十五條第一項第一号中「公的年金給付」の下に「（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による年金たる給付を含む。）」を加える。

（国民年金法の一部改正に伴う経過措置）
第三十二條 障害年金の受給権者が旧労働者災害補償保険法第十二條第一項第三号の規定による第二種障害補償費の支給を受ける権利を取得し、又は障害補償年金の受給権者が同号の規定による第一種障害補償費の支給を受ける権利を取得したことに伴う昭和四十一年二月一日において現に前条の規定による改正前の国民年金法（以下この条において「旧法」という。）第三十六條の規定によりその支給が停止されている障害年金の支給については、同条の規定の改正にかかわらず、なお従前の例による。旧労働者災害補償保険法第十二條第一項第四号の規定による遺族

補償費の支給が行なわれるべきものであることにより昭和四十一年二月一日において現に旧法第四十一條第一項（同法第四十一條の三第一項）において準用する場合を含む。）の規定によりその支給が停止されている母子年金又は準母子年金の支給についても、同様とする。

2 障害年金（障害補償年金を除く。）の受給権者が旧労働者災害補償保険法第十二條第一項第三号の規定による第一種障害補償費の支給を受ける権利を取得したことに伴う昭和四十一年二月一日において現に旧法第三十六條の規定によりその支給が停止されている障害年金は、国民年金法第十八條第二項の規定にかかわらず、同年同月分から支給するものとする。

2 昭和四十一年二月一日において現に国民年金法の規定による福祉年金の受給権を有する者に對して附則第十五條第一項の規定により支給される障害補償年金又は長期傷病補償給付たる年金については、前条の規定による改正後の国民年金法第六十五條第一項第一号（同法第七十九條の二第六項において準用する場合を含む。）の規定を適用しない。

（炭鉱離職者臨時措置法の一部改正）
第三十三條 炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第十八條第五項中「第十二條」を削り、「休業補償費」を「休業補償給付」に改める。

（児童扶養手当法の一部改正）
第三十四條 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三條第二項に次の一号を加える。
十六 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく年金たる給付

第四條第二項第四号中「労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による遺族補償費」を削る。
（児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）
第三十五條 前条の規定による改正後の児童扶養

手当法第三條第二項第十六号の規定にかかわらず、昭和四十一年二月一日において現に同法の規定による児童扶養手当の支給を受けている者に對して附則第十五條第一項の規定により支給される障害補償年金又は長期傷病補償給付たる年金は、同法第四條第三項第三号の規定の適用については、その者が当該児童を引き続き監護し、又は養育している間は、公的年金給付としない。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）
第三十六條 地方公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第八十六條第二項中「第十二條第一項第一号に規定する療養補償費若しくは同条第三項に規定する療養の給付」を「の規定による療養補償給付」に改める。

第九十一條中「若しくは」を「又は」に改め、「又は労働者災害補償保険法第十二條第一項第三号の規定による障害補償費を支給する事由が生じた月の翌月から六年間を」が「行なわれることとなつたときは六年間、労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金が支給され、又は長期傷病補償給付が行なわれることとなつたときはこれらの保険給付が行なわれる間」に改める。

第九十七條中「若しくは」を「又は」に、「又は労働者災害補償保険法第十二條第一項第四号の規定による遺族補償費を支給する事由が生じた時から六年間を」が「行なわれることとなつたときは六年間、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金が支給され、又は長期傷病補償給付が行なわれることとなつたときはこれらの保険給付が行なわれる間」に改める。

第四十二條第二項の表第八十六條第二項の項中欄「第十二條第一項第一号に規定する療養補償費若しくは同条第三項に規定する療養の給付」を「の規定による療養補償給付」に改め、同表第九十一條の項中欄「若しくはこれに相当する補償又は労働者災害補償保険法第十二條

第一項第三号の規定による障害補償費」を、又はこれに相当する補償が行なわれることとなつたときは六年間、労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金が支給され、又は長期傷病補償給付が行なわれることとなつたときはこれらの保険給付が行なわれる間、同項下欄中「障害補償」の下に「が行なわれることとなつたときは六年間」を加え、同表第九十七条の項中欄中「若しくはこれに相当する補償又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第四号に規定する遺族補償費」を、又はこれに相当する補償が行なわれることとなつたときは六年間、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金が支給されることとなつたときはその保険給付が行なわれる間、同項下欄中「遺族補償」の下に「が行なわれることとなつたときは六年間」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)
第三十七條 旧労働者災害補償保険法第十二条第一項第三号の規定による第二種障害補償費を支給する事由が生じたことにより昭和四十一年二月一日において現に前条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(以下この条において「旧法」という)第九十一条の規定によりその一部の支給が停止されている公務員による雇済年金の支給については、同条の規定の改正にかかわらず、なお従前の例による。旧労働者災害補償保険法第十二条第一項第四号の規定による遺族補償費を支給する事由が生じたことにより昭和四十一年二月一日において現に旧法第九十七条の規定によりその一部の支給が停止されている公務員による遺族年金の支給についても、同様とする。

(重度精神薄弱児扶養手当法の一部改正)
第三十八條 重度精神薄弱児扶養手当法(昭和三十九年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項に次の一号を加える。

第一類第七号 社会労働委員會議録第二十一号

昭和四十年四月二十一日

十七 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)に基づく年金たる給付

第四條第三項第四号中「労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定による遺族補償費」を削る。

(重度精神薄弱児扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)
第三十九條 前条の規定による改正後の重度精神薄弱児扶養手当法第三條第二項第十七号の規定にかかわらず、昭和四十一年二月一日において現に同法の規定による重度精神薄弱児扶養手当の支給を受けている者に対して附則第十五条第一項の規定により支給される障害補償年金又は長期傷病補償給付たる年金は、同法第四條第四項第三号の規定の適用については、その者が当該重度精神薄弱児を引き続き監護し、又は養育している間は、公的年金給付としない。

(支払期月に関する暫定措置)
第四十條 長期傷病補償給付たる年金の支払期月は、当分の間、新法第十二條の三第三項の規定にかかわらず、労働省令で定めるところによる。

(年金たる保険給付の額の改定に関する暫定措置)
第四十一條 新法の規定による障害補償年金、遺族補償年金及び長期傷病補償給付については、当分の間、昭和三十五年改正法附則第十六條第一項の規定の例により、その額を改正するものとする。

2 前項の規定は、附則第十五條第二項の労働省令で定めるところにより前項の保険給付の額から減すべき額について準用する。

(遺族に対する一時金の支給に関する暫定措置)
第四十二條 第三條の規定の施行の日から五年以内に労働者が業務上死亡した場合における当該死亡に關しては、政府は、遺族補償年金を受け得る権利を有する遺族の請求に基づき、給付基礎日額の四百日分に相当する金額を一時金として支給する。

2 前項の請求は、遺族補償年金の請求と同時にしなければならない。

3 第一項の一時金が支給される場合には、当該労働者の死亡に係る遺族補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が労働省令で定める算定方法に従い当該一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

4 第一項の一時金の支給を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

5 第一項の一時金は、新法第三章、第二十七條、第三十條の二及び第五章の規定の適用については、遺族補償年金とみなす。

6 第一項の一時金の支給を受けた者に支給されるべき遺族補償年金の支給が第三項の規定により停止されている間は、当該遺族補償年金については、国民年金法第六十五條第二項(同法第七十九條の二第六項において準用する場合を含む)及び第三項第三号ただし書並びに重度精神薄弱児扶養手当法第四條第三項第三号ただし書及び第四項第三号ただし書の規定を適用しない。

(政令への委任)
第四十三條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關して必要な事項は、政令で定める。

(業務災害に対する年金による補償に関する検討)
第四十四條 労働者の業務災害に対する年金による補償に關しては、労働者災害補償保険制度と厚生年金保険その他の社会保険の制度との關係を考慮して引き続き検討が加えられ、その結果に基づき、すみやかに、別に法律をもつて処理されるべきものとする。

最近における社会経済情勢にかんがみ、労働者の業務災害に対する補償の充実を図るため、労働者災害補償保険による給付の内容を改善するほか、労働者災害補償保険制度の全般にわたり所要の整備を行ふ必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○松澤委員長 提案理由の説明を聴取いたしました。労働大臣石田博英君。

○石田國務大臣 ただいま議題となりました労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

労働者災害補償保険制度は、昭和二十二年に創設されて以来、労働災害をこうむつた労働者及びその遺族に対し災害補償を行ない、あわせて労働者の福祉に必要な施設を行なうことによつて、労働者及びその遺族の保護に力を尽くしてまいりました。この間、わが国経済の成長と相まって、労働保険加入事業場数も逐年増加し、保険経済の規模も拡大の一途をたどり、現在、労働保険の適用事業場数は約八十八万、労働者数は約二千万人でありまして、年間約百万人の労働者及び遺族に対し、約五百億円にのぼる保険給付が支給されております。

しかしながら、従業員五人未満の零細事業や商業、サービス業などの任意適用事業に働く労働者等ではまだ労働保険の保護の外にある者も決して少なくない現状であり、最近における社会経済情勢の変化により、これらの労働者の保護をはかるため、労働保険の適用の拡大が強く望まれるに至つております。

また、労働災害をこうむつた労働者及びその遺族に対して、必要な期間、必要な補償を行なうという見地から、障害者と遺族に対する保険給付については、原則として年金制を採用し、これによつてその生活の安定をはかるとともに、労災医療及びリハビリテーション施設の充実と相まってその社会復帰に資することが必要であると考えられております。このことについては、去る昭和三十三年における労働保険法の改正の際においても、衆議院及び参議院の附帯決議におきまして、遺族年金制の採用等について要望されたところで

理由

最近における社会経済情勢にかんがみ、労働者の業務災害に対する補償の充実を図るため、労働者災害補償保険による給付の内容を改善するほか、労働者災害補償保険制度の全般にわたり所要の整備を行ふ必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○松澤委員長 提案理由の説明を聴取いたしました。労働大臣石田博英君。

○石田國務大臣 ただいま議題となりました労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

労働者災害補償保険制度は、昭和二十二年に創設されて以来、労働災害をこうむつた労働者及びその遺族に対し災害補償を行ない、あわせて労働者の福祉に必要な施設を行なうことによつて、労働者及びその遺族の保護に力を尽くしてまいりました。この間、わが国経済の成長と相まって、労働保険加入事業場数も逐年増加し、保険経済の規模も拡大の一途をたどり、現在、労働保険の適用事業場数は約八十八万、労働者数は約二千万人でありまして、年間約百万人の労働者及び遺族に対し、約五百億円にのぼる保険給付が支給されております。

しかしながら、従業員五人未満の零細事業や商業、サービス業などの任意適用事業に働く労働者等ではまだ労働保険の保護の外にある者も決して少なくない現状であり、最近における社会経済情勢の変化により、これらの労働者の保護をはかるため、労働保険の適用の拡大が強く望まれるに至つております。

また、労働災害をこうむつた労働者及びその遺族に対して、必要な期間、必要な補償を行なうという見地から、障害者と遺族に対する保険給付については、原則として年金制を採用し、これによつてその生活の安定をはかるとともに、労災医療及びリハビリテーション施設の充実と相まってその社会復帰に資することが必要であると考えられております。このことについては、去る昭和三十三年における労働保険法の改正の際においても、衆議院及び参議院の附帯決議におきまして、遺族年金制の採用等について要望されたところで

あります。

さらに、労災保険法施行十数年の経験及び最近の諸情勢に徴して、保険給付、保険制度及びその運営につきまして、なお改善すべき点がしばしば指摘されているのでありますが、特に労災保険の適用範囲がますます拡大されようとする事態に対処して、労災保険の事務手続を簡素化して、事業主等の負担を軽減するとともに、保険者たる政府の保険運営を能率的にすることが強く要請されており、このためにも、施設の充実、運用の改善と並んで、現行法令の整備が必要であると考えるのであります。

政府におきましては、これらの問題を含めて労災保険制度全般にわたって検討を進めてきたのであります。同時に、労災保険審議会においても、労災保険制度の問題点について調査研究が行なわれ、昭和三十八年十月にその結果を労働大臣に報告されたのであります。

このような諸事情を考慮し、政府といたしましては、昭和三十八年十二月に、労災保険審議会に對し、労災保険制度の改善につき諮問をいたし、昨年七月、法改正の方向に関する答申を得たのであります。この答申に基づき、労災保険法改正要綱案を作成し、これを同審議会及び中央労働基準審議会に諮問し、昨年十二月にそれぞれ答申を得ました。本年一月右要綱案に若干の修正を加えた要綱を社会保障制度審議会に付議し、その了承を得、その結果に基づいて、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案を作成し、国会に提案いたしました次第であります。

次に、その内容につきまして概略御説明申し上げます。

この法律案の内容は多岐にわたりますが、諸般の準備を整えた上、逐次これを実施に移すこととして、施行時期別に三カ条に区分してあります。すなわち、第一条は適用関係、療養補償、休業補償、支給制限、保険料等に関する改正規定でありまして、昭和四十年八月一日から、第二条は労災保険事務組合、特別加入等に関する規定でありま

して、昭和四十年十一月一日からそれぞれ施行することとし、第三条は保険給付の年金化を中心とする改正規定でありまして、昭和四十一年二月一日から施行を予定しております。以下、この区分に従って、法律案のおもな内容を御説明申し上げます。

第一に、改正法案第一条の規定による改正のうち、適用範囲につきましては、強制適用事業の範囲について、従来のもののほか政令で定めるものを加えて漸次拡大をはかることとするともに、従業員五人未満の零細事業等へのいわゆる全面適用については、二年以内に成果を得ることを目途として調査研究を行ない、その結果に基づいてすみやかに必要な措置を講ずることとしたのであります。

次に、保険給付につきましては、給付基礎日額の算定にあたって、平均賃金を用いることが不適当な場合には、労働大臣が別途これを定めることとして、特殊事情によつて賃金額が不当に低くなる場合等における救済をはかることとしたのであります。また、療養補償については、従来給付の対象となつた少額の療養費をも支給することとするともに、休業補償についても、待期間を三日間とするように改めてあります。

さらに、事業主の責めに帰すべき事由による支給制限を廃止し、その場合にも労働者には保険給付をし、事業主からはその費用の全部または一部を徴収することができることに改めるとともに、労働者の責めに帰すべき場合の支給制限についての規定を整備することとしたのであります。

その他、保険料の算定、納付の方法等を簡便なものに改めるほか、技術的な事項について所要の整備を行なつて、保険加入者及び保険者たる政府の事務の簡素化、合理化をはかつてあります。

第二に、改正法案第二条の規定による改正のうち、労災保険事務組合につきましては、失業保険事務組合の例になつて、中小企業等協同組合その他の事業主団体が、その構成員である事業主の委託を受けて、事業主の行なうべき労災保険事務

を一定の条件のもとに代行することを認めることとし、もつて中小企業事業主及び保険者たる政府の保険事務の負担の軽減をはかつてあります。次に、大工、左官等のいわゆる一人親方、自営農民、小規模事業主及びこれらの者の家族従業者等、労働者と同様な状態のもとに働き、同様な業務災害をこうむる危険にさらされてゐる人々についても、申請に基づき、一定の条件のもとに特別に労災保険に加入することを認め、保険給付を受けることができるように特別加入の制度を創設することとしたのであります。

第三に、改正法案第三条の規定による改正のうち、保険給付の年金化につきましては、まず、障害補償の年金の範囲を大幅に拡大することとした。すなわち、従来は障害等級第一級から第三級までの重度障害者にのみ年金を支給していたのを改め、第一級から第七級までについて年金を支給することとし、身体障害者が必要とする期間に必要な補償を行なうこととしてあります。

次に、従来一時金であつた遺族補償は、原則として年金とし、一定の範囲の遺族に対し給付基礎年額の三〇％ないし五〇％の額の年金を支給することとし、もつて遺族の保護の徹底をはかつてあります。なお、年金を受けることができる遺族がない場合等には、給付基礎日額の四百日分の一時金をその他の遺族に支給することとしたのであります。

また、長期傷病者に対する補償につきましては、従来の複雑な体系を改め、その内容を従来のような通院及び入院の区別を廃止して、一律に療養の給付を行ない、かつ、給付基礎年額の六〇％の年金を支給することとしてあります。また、厚生年金保険等の年金と労災保険の年金とが併給される場合の調整につきましては、厚生年金等の六年間併給停止の制度を廃止し、当初から厚生年金等は全額を支給するとともに、労災保険の年金については、従来の方式に準じ厚生年金等の一定率相当分を減じて併給することとしたのであります。以上のほか、本改正案においては、労災保険事

業に要する費用に對する国庫補助等につき所要の規定を設けるとともに、その附則において以上の改正に伴う経過措置、制度の切りかえに伴う暫定措置及び関係諸法律の条文につき所要の整備をいたしてあります。

以上、簡単にありますが、この法律案の提案理由及びその概要につきまして御説明申し上げた次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○松澤委員長 内閣提出の厚生年金保険法の一部を改正する法律案及び船員保険法の一部を改正する法律案の両案を議題とし、審査を進めます。質疑の申し出がありますので、これを許します。竹内繁一君。

○竹内委員 厚生年金保険法の一部改正案についてはすでに橋本委員からも質問があつたわけですが、橋本委員が時間の関係で保留をされた点を主として拾ひ上げて当局の見解をただしたいと思ひます。

まず第一に、標準報酬についてお尋ねいたします。年金額の基礎となつてゐる標準報酬月額額は全期間の平均をとつてゐるわけですが、しかし、考え方としては、最終報酬あるいはそれに近いものをとるというところも考えられる。むしろ日本のような年功序列型の賃金の場合においては、最終あるいはそれに近いものをとるほうが労働者のためにもなるのではないかと。現に国家公務員共済、これは最終の三年平均をとつておりますし、公企業職員の場合は最終五年平均をとるというぐあいの制度にもなつておるわけです。この厚年法において全期間の平均をとらねばならないという理由を御説明願ひたいと思ひます。

○山本(正)政府委員 年金制度における報酬のとり方につきましては二つあるわけですが、一つは、保険料算定の基礎としてどういふふうな報酬を把握するかという点と、それから第二点は、給付を算定する際における基礎になる報酬をどうするかという二つの要素があるわけですが

いまして、この問題は必ずしも両者の関係が一致

しなければならぬということではないと思いま
すが、現在の厚生年金におきましては、両者を一
致させております。御指摘のように、共済組合に
つきましては、最終三年なり五年なりの報酬とい
うものを基準にいたしまして年金額の算定もなさ
れておるわけでございます。厚生年金におきまし
ては、制度の発足当時からその被保険者が非常に
広範囲な対象になっている事業体にかんがみまし
ても、大規模企業から小規模企業まであるし、
また事務職員も含んでおるといふ、非常に種類が
多いという関係からいたしまして、かつまた年齢
的に相当高年齢になりまして被保険者であるとい
う実態がございますので、しかも賃金の体系は
御指摘のように現在では年功序列賃金というものが大
宗を占めておりますが、職種によりましては、一
定の年齢を過ぎますと賃金が下がってくるという
ふうな、たとえば石炭関係とかあるいは建設業等
におきましてはそういった実態もあるわけござい
まして、かような厚生年金の被保険者の実態に
即しまして、やはり被保険者としての期間の全期
間を通じての報酬を給付の基礎の基礎報酬とする
ということが合理的であるということから体系が
仕組まれておるのでございます。ただ、厚生年金
につきまして、従来の経緯もございまして、
戦後のインフレ期という時期に際しましては、
過去の報酬が非常に低い形となりましたので、
その際におきましては一定限以下のもは一定
の額とみなすというふうな修正措置を講じまし
て、インフレの影響というものを修正するという
形をとっておりますし、必要な場合にはそういった
方法をとることによりまして、全期間の報酬とい
うものを給付の基準にすることが合理的ではな
いか、かように考える次第でございます。

○竹内委員 この法案第二百二十九条で標準給与と
いうことが出てくるわけですが、一体標準報酬と
標準給与とはどういふ関係にあるのか、同じもの
をただことばをかえておるのか、それとも性質に
差異があるのか、その点を御説明願いたいと思

います。

○山本(正)政府委員 御承知のように、厚生年金
におきましては標準報酬、これは健康保険でもさ
ような標準報酬という形をとっておりますが、こ
れは一応恒常的な賃金を主体といたしまして給
与を標準報酬として把握いたしまして、そうし
て級別の段階を設けて大きく段階別にくくつ
てある、こういう形をとっております。企業年金
との調整の措置を講じます際に、実は標準給与と
いうことばを使っておりますが、それは調整され
る企業年金についての報酬のとり方は標準給与と
呼んでおるわけでありまして、標準報酬と呼ばな
かったのは、厚生年金におきましては標準報酬と
いうものは一本でございますが、調整される企業
年金につきましては標準給与という名前で呼ん
で、その内容は若干弾力的に考えてよろしい、一
番典型的な型といたしましては厚生年金の標準報
酬と同じ標準報酬のとり方で、かつまた刻みも同
じであるということも可能でありますし、またそ
うでなしに、あるいは基本給というものを基準に
するということも可能である、そこに弾力性を持
たしまして幾つかの報酬のとり方を進めてよろし
い、これを給付いたしまして標準給与というふう
に呼んでおる次第でございます。

○竹内委員 一体今回の料率の改定及び標準報酬
の引き上げによって事業主と被保険者の負担増は
どの程度なのか、その計算を知らせてほしいので
す。

○山本(正)政府委員 今回の改正によりまして、
労働者と事業主の負担増はどうかという点ござ
いまして、御承知のように標準報酬の改正につ
きましては二点ございまして、かつ保険料率の変
更という点と三点あるわけでございますけれども、
まず第一点は、標準報酬の最低三千円という級が
ございましたのを、七千円以下はすべて七千円、
かように改定いたしておりますので、それに伴い
ます負担増というものがありません。それからもう
一つは、最高限度を現在三万六千円で押えており
まして、三万六千円以上の給与の者はすべて三万

六千円というふうになっておりましたが、これを
最高六万円で引き上げております。したがいま
して一般的には保険料率を現行千分の三十五から
五十八に、一般男子の場合でございますが、引き
上げるということになっておりますので、七千円
から三万六千円のクラスに入るすべての者、した
がって、全体の中で大部分の者はその料率の引き
上げ額だけ負担がふえる、かような結果になるわ
けでございますが、六千円以下の級にランクされ
ておりました人たちににつきましては七千円とし
てみなされるわけでございますから、その間料率の
引き上げの幅以上に負担がふえるという結果にな
ります。それから三万六千円以上の給与の者が三
万六千円の標準報酬に格づけされておりますか
ら、六万円と三万六千円とのそれぞれの中間にラ
ンクされる被保険者につきましては、これもまた
保険料負担の実額といたしましては従来より増加
するという結果に相なるわけでございます。それ
ぞれ増加いたします保険料負担は、折半の原則に
よっておりますので、その増加するものは労使と
も半額ずつ増加するという結果になるわけござ
います。

○竹内委員 ただいまの御答弁で、増額になる分
は労使折半、五〇、五〇の負担だという御答弁で
ございましたが、たしか今回の改正によって事業
主と被保険者の負担増は千四百億、こういう計算
になると見ているのですが、実際において法人税
とか、あるいは所得税とか、そういうもののはね
返りの関係からいって、いわゆる事業主と被保険
者の負担が必ずしも五〇、五〇にもならないと
承っているのですが、その点はいかがですか。

○山本(正)政府委員 今回の法律改正によりまし
て、保険料の負担増というものは、全部を通じま
して年間平年度で約千四百億ほどになるわけござ
います。そうして先ほど申しましたような形
で、労使折半によってそれぞれ負担するわけござ
います。事業主のほうといたしましては、保
険料負担は損金として算入するという関係、法
人税の関係が出てくるわけでございますし、被保

険者のほうは所得税関係におきまして保険料の控
除という形になってまいりますので、もし保険料
が上がりなければその部分について課税されて
おったというものがそれぞれの労使双方におきま
して、税制上控除されるということが負担の実額
と税金を考えた負担の実額は労働者と事業主
におきまして若干の差があるわけでございます。

○竹内委員 今回、標準報酬の一番下のほうが三
千円から七千円に引き上げられた。この七千円ま
での標準報酬のワケに納まる労働者というのは一
体、全体の何割ぐらいある計算でございますか。

○山本(正)政府委員 六千円以下の級に該当する
被保険者の数は、最近の数字によりまして、〇・
五二％に相なっております。

○竹内委員 〇・五二％と、非常にパーセンテ
ージは低いわけですが、しかしこれら低所得者の階
層としてはたいへん負担増になるわけですか。そ
ういふ意味におきましては、こういう方々につ
いての保険料の増加分というものについては国庫
負担をすべきではないか、こういう考え方も当然
出てくるように思うのですが、この点はいかがで
すか。

○山本(正)政府委員 従来標準報酬が三千円から
あったわけでございますが、これを七千円を最低
にいたしましたのは、今回の法律改正によりまし
て、従来定額部分が二千円でありましたのを五千
円に引き上げる、かような措置を講じておりまし
て、この定額部分とさらに報酬比例部分がそれに
合算されて年金額が算定されるわけでございます
で、そういう意味におきまして、年金額が過去の
標準報酬より一〇〇％を上回る年金額ということ
は非常に問題があるということと最低の年金額に
算定される額に見合うような標準報酬の最低額と
いう意味で実は七千円に引き上げたわけござい
ます。そういった年金額との見合いにおきまして
は、最低を引き上げたことには合理性があると、
かように考えておりますが、いま御指摘のよう
に、その引き上げたことに伴う負担増というの
は確かにあるわけでございますし、その意味

におきましてその部分を別途国が負担する、負担増にあまりならないように負担するという考え方もあるわけですが、今回は諸般の事情からその方策をとってない次第でございます。

○竹内委員 国庫負担については諸般の事情から今回はとらないというお話です。一般に標準報酬が低ければどうしてももう年金の額も低いわけでございます。そういった方々に対してわれわれは特別の考慮をする必要があるんじゃないかと、こう考えるわけですが、たとえば、米国の公的年金であるOASDIにおいては、賃金の低い人には給付係数を高くする、賃金の高い人は逆に給付係数を低くするというウェートのつけ方にくふうをしてる例もわれわれ知っておるわけなんです、今回の改正はしかたがないといたしまして、せめて将来においてはそういうふうな給付係数の面で考慮する余地があるものかどうかをお尋ねしたいと思います。

○山本(正)政府委員 過去の賃金に比例する年金でありました、いま御指摘のように低い賃金のものについては支給率を高くするという方式も合理性があるわけですが、ただいま申し上げましたように、わが国の厚生年金におきましては、そういった高度の所得再配分の機能というものは、全体の年金の約半分が定額部分という形で、一万円年金の場合におきましては五千円が定額部分と、かような形で所得再配分の機能を果たしておるわけでございます。その意味におきましては比例年金において賃金の低い人たちに率を高くするという同じ効果を發揮している、機能を發揮している、かように考えておりますので、将来の問題といたしましては、定額部分を全体のバランスからいって低くならないように将来とも引き上げていくということによりましてその機能を果たさせたい、かように存じておる次第でございます。

○竹内委員 今回の改正案に対する批判の一つとして女子の料率と申しますか、掛け金が結局割り高だという批判があるように私も聞いておるわけ

です。その点についてはいかがですか。

○山本(正)政府委員 女子の保険料率につきましては、従来から男子と若干差があったわけですが、ただ従来は通算年金の制度がなかったために、中途退業者の率が非常に高いということから、その当時から男子と比較して女子が高過ぎるんじゃないかという議論があったわけでございます。ところが、通算老齢年金の制度が昭和三十六年からできまして、女子につきましても、将来結婚後におきましてもその期間が、あるいは国民年金の強制被保険者となり、あるいは被用者の妻としてその期間が通算されるというふうな措置によりまして通算年金が算定されますので、通算年金制度のなかった以前における感覚というものは実態が違つてまいっておる次第でございます。現実には今回の改正におきましても、数理計算をいたしまして男子の千分の五十八というのに対応いたしましては千分の四十四という計算をいたしておりました、これはそれぞれの男女別の基礎資料によりましてバランスのとれた同じような方式による保険料率の算定になっておりますので、女子が特に料率が高いという結果には今回の改正料率によつてはなつておらない次第でございます。

○竹内委員 ただいま通算制度の話が出ましたので、ここで政務次官にお尋ねしたいと思うので、と申しますのは、女子の問題に関連するいわゆる脱退手当の問題でございます。御承知のように通算制度というのは確かに理想ではございますけれども、しかし現在の実情から申しまして、特に女子に関連して考えますならば、脱退手当金というものを廃止するのはやや理想的に過ぎるんじゃないか。少なくとも女子については脱退手当金を復活するか、あるいはまた現在予定されておる経過措置をさらに若干延長するというのがむしろ好ましい配慮ではないか、私どもはこう考えるわけですが、その点御所見を伺いたいと思つてます。

○徳永政府委員 ただいまの御質問もつともでございまして、先ほど年金局長がお答え申し上げましたのは、理論的にはそのとおりだと思いますが、いろいろと問題を含んでおると思つてます。将来は十分検討してまいらなければならぬと存じております。

○竹内委員 もう一点、女子の問題に関連するわけですが、いわゆる年金における妻の座の問題という点についてはすでに橋本委員からも質問があったわけですが、私は特にこの際いわゆる加給金、御承知のように現在加給金は妻なり、子なりについて四百円でございまして、どうもこの四百円というのはいくら算定の基礎があるのか知りませんが、やがどりも時代離れしているような気がしてしよるが、いかにいまして、五年後に来る次の改定期にはこの加給金の問題はぜひとも増額をすべきものではないか、こういうふうなことを考えるわけではございませんか、どういふか、政務次官から次の改定期においては十分に考慮する、という御答弁を賜はれば幸甚でございます。

○徳永政府委員 十分考慮してまいりたいと存じます。

○竹内委員 私は次にこの法案の最大の眼目とも言われている調整年金についてお尋ねしたいと思つてます。この調整年金については特に野党の先生方もいろいろ御批判があることは私も何つております。これはすでに橋本委員からもお尋ねがありました。これは、あえて重複を避けず、一体なぜ今回の厚生年金にいてこういう調整年金という考え方をとらなければならぬか、そういう点をもう一度明確にしたいと思つてます。

○山本(正)政府委員 今回の法律改正におきまして企業年金と調整という措置を講じたいということに相なつております。これは民間に企業年金というものが最近非常に数多くできてまいりまして、特に昭和三十一年に税制上の優遇措置が講ぜられましてから税制適格年金という形で現在は二千をこえる税制適格年金ができておるのでございまして、これは税制上の保護はされておりますが、税制上の保護だけであつて公的にはその企業年金と

いうものについて何ら保護といったものは考えられておらないわけでございます。厚生年金の年金給付が非常に低い、年金額が十分でないというところともこの企業年金という問題は関連いたしております。そして、基本的には公的年金である厚生年金の額を老後の生活保障にふさわしい額に引き上げるといふのが基本問題でございますが、民間にある企業年金といたしまして、やはり労働者の老後の生活保障という機能を果たしておるわけでございます。その機能の面におきましては重複する点があるわけでございます。それと同時に、公的年金を大幅に引き上げようというところに、やはり労働者の負担というものを増加するわけではございませんか、さういふ負担面においても重複する面ができてくる、さういふ実態を踏まえて今回大幅な厚生年金の改正と一万円年金というものを實現するに際しまして、その機能並びに負担という問題について調整をはかつて、さうして厚生年金の充実と同時にその面における老後保障の機能というものを関連づけていくということとは大幅な引き上げに際しまして適切な措置じゃないか、かように考えた次第でございます。

この企業年金と調整することによりまして厚生年金の報酬比例部分だけにつきまして代行を認める、必要な条件を備えております企業年金についての代行を認める、しかも、その代行は厚生年金の報酬比例部分よりはるかに大きいプラスアルファのついたものでなければならぬという措置を講ずることによりまして、厚生年金の場合よりは上回つた報酬比例代行部分が確保されることによりまして、さらにこの企業の実態に応じた老後保障の実効があげられるんじゃないか、かような趣旨によりまして今回企業年金との調整というものを条件をつけて認めるという方針をとつておる次第でございます。

○竹内委員 この法案に対する批判の声として、特に素朴な声として、調整年金ができれば退職一時金制というものがなくなるのだとか、あるいは退職年金がカットになるのだ、さういふよう

な声を私ども聞くわけでございます。どうも私その点誤解があるのじゃないかと思っておりますので、この点退職一時金との関係、そういう点をばつきりさしていただきたいと思います。

○山本(正)政府委員 現在わが国におきましては、退職一時金という慣行が普及いたしておるわけでございますが、現在できております企業年金につきましても、退職一時金とは別個のものである場合もありますれば、また企業年金として相当大きな額であるものにつきましても、退職一時金の一部といえますか、これは増額すべきものが年金化されているという場合もございまして、それを含めまして一部と申し上げますが、退職一時金の一部が年金化しておるとい形もございまして、それで現状から見まして、退職一時金の機能というものは非常に大きいわけでございまして、そういう意味におきまして退職一時金が年金にかわるということが望ましいことかどうかということについては、いろいろ議論があると思ひます。

ただ、今回の厚生年金において企業年金の調整といたしまして報酬比例部分を代行するという措置を講じておりますのは、そういう退職金が年金化するということを促進しようといった趣旨は毛頭ないわけでございまして、厚生年金の報酬比例相当部分に上積みされた企業年金というものが、労使の合意によって厚生年金の報酬比例部分を代行したいという際に認可するという措置でございまして、したがって、この退職金と年金の問題というのは、あくまでも労使間の問題でございまして、退職金の一部を年金化する場合はございまして、いろいろの場合があると思ひますが、厚生年金で企業年金との調整を考えたというによりまして、退職金をすべて年金化するとか、あるいはまた調整されるものを年金として扱うといったような趣旨なり考え方というものは全然ないわけでございます。

○竹内委員 その点はわかりました。御承知のように中小企業については、中小企業退職金共済制

度というものがあつて、現在その改善強化がはかられておるわけですが、一方におきまして今回の厚生法改正で年金化が促進されようとしており、一見しますと非常に背反したような現象にも理解されるし、現にそういう点を指摘されておる方もあるわけですが、この点についてはどうお考えですか。

○山本(正)政府委員 先ほど申しましたように、退職金というものがわが国の現状におきましては大きな機能を果たしておるわけでございまして、しかし、すべての企業を通しまして退職一時金制度が完備しているというか充実している現状ではございせん。特に中小企業につきましては、退職一時金の制度もないという企業が非常にたくさんあるわけでございまして、中小企業退職金共済制度というものはそういう退職一時金のない弱小企業につきましても一定の退職金が出るようにという政策として考えられたものでございまして、そういう意味におきましては一定の規模以上の大きな企業につきましても相当退職金も出されておる、かつまた企業年金というものもあるといった場合に、公的年金をどうするかという問題とは別個の問題である。一般中小企業の弱小なものについては退職金すらもないという現状に対して、退職一時金の機能を生かすという意味における退職金共済制度である、かように理解いたしておりました、むしろ年金制度以前の問題として理解しているのじゃないか。そういう意味においては中小企業に退職一時金制度を促進していくという施策と何ら矛盾するものではない、かように考えております。

○竹内委員 次に国税庁にお尋ねいたします。いわゆる税制適格年金の現在の普及状況と申しますか、特に規模別に見てどういうぐあいな状況になつてゐるかを御説明願ひたいと思ひます。

○小宮説明員 お答え申し上げます。いわゆる税制上の適格退職年金契約でございまして、本年の三月三十一日現在で二千六百三十五件を国税庁長官が承認しております。

それから御質問の趣旨は従業員の数というのとだと承知いたしますが、これで申しますと、保険型と信託型と二つございまして、それを両方通じまして二千四百四十六件の中で、加入人員が百人未満というのが千四百五十五件ばかりございまして、大体半分ちよつとくらいになるかと思ひます。それからそれをこえて三百人未満が七百二十五件、それから一万人未満が二百四十四件、それから一万人強が六十二件で、計二千四百四十六件となつておりますが、先ほど申し上げました二千六百三十五件というのはごく最近までの承認件数を集めたものでありますから、分類をしておりますその二千四百四十六件は昨年末の状況で申し上げたわけでございまして。

○竹内委員 引き続きお尋ねいたしますが、税制適格年金の創設にあつて、その二千四百余件の例から見ても、退職一時金というのは大体どういふ扱いになつておるか、何か傾向があれば、それをお知らせ願ひたい。

○小宮説明員 実は、申しわけないのでありますけれども、そこら辺の統計をとっておりません。ただ申しますことは、完全移行と申しますか、適格年金のほうに完全に移行する場合と、それから並行的に従来の退職金制度、たとえば退職一時金等との併給、そういう制度と両方あることは事実でございまして。

○竹内委員 それではその点はあとで資料としてあつたと思います。国税庁けつこうでございまして。

先ほどの山本年金局長の御答弁の中で、調整年金というのは政府代行相当部分以上のプラスアルファがあるはずだ、またそうでなければならぬ、こういうぐあいな御答弁でございましたが、一体そのプラスアルファというのは具体的にどの程度のものか、あるいはまたこの程度のものはどうしてやれというふうな最低基準は何か指導方針で示すつもりがあるのか、その辺を御説明願ひたいと思ひます。

○山本(正)政府委員 政府の厚生年金の報酬比例

部分にプラスアルファがつかなければならぬというところは、法律にも上回るものでなければならぬというふうな書き方があるわけでございまして、その上回る限度というものをどの程度にするかということにつきましては、最高限につきましては考えておりませんが、認可の基準といたしましては、実質的に厚生年金の報酬比例部分を二割程度上回るといふものを最低の認可の基準といたしたい、かように考えております。

○竹内委員 その二割程度のプラスアルファ分ですが、それは男女の性別あるいは職種別によつてその給付内容に差をつけることは認められるのですか。

○山本(正)政府委員 現在の税制適格年金は事業主が主体になつておりまして、そして従業員の間意といったようなものがあると思ひますので、企業に働く全員ということになつておらないのでございまして、厚生年金の代行として調整する企業年金につきましては、企業の従業員全部、要するに被保険者全員、ある一部の者を除くといったような仕組みはできないということになつております。それから先ほど申しました厚生年金の報酬比例部分を上回らなければならぬという基準というものはあるわけでございまして。

そこで実態的には、企業によりまして、たとえば事務職員と工員というものの給与体系というものが著しく違つてゐるという場合もあるわけでございまして、先ほど申しました厚生年金の代行部分を上回るといふ条件を満たしている限りにおきましては、あまり複雑なものは困るわけでございまして、比較的簡単な内容分類によりまして立て方を立てるといふことは認めていいのではないかと、かように考えております。

○竹内委員 現在ある税制適格年金、さらに今回こういう調整年金ができていくとしてゐるわけですが、考え方によつては、同じ事業主において税制適格年金をすでに施行しているところからさらにこういう調整年金を採用するということも予想されるわけですが、そうすると、二本立てというふうな

形も出てくるわけですが、一体適格年金と調整年金の関係というものはどういうふうに理解すべきものでしょうか。

○山本(正)政府委員 この税制適格年金と今回の調整という際に、企業年金に要請する要件というものは相当異なっているわけでございます。そういう意味におきまして、現在ある適格年金が今回の法律改正によりまして直ちに厚生年金法による企業年金として認可申請が出てくるかどうかというところは必ずしも一がいに言えないと思えます。まず現在の税制適格年金は、ほとんど大部分が有期年金になっているわけでありまして、厚生年金の代行でございますから、これは当然終身年金でなければならぬということは申すまでもないわけでございます。

それから給付の内容につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますし、また厚生年金の被保険者たる全企業の新従業員を対象としなければならぬとか、各種の違いがあるわけでございます。そういう意味におきまして、直ちに現在の税制適格年金が厚生年金法上の企業年金として切りかえられるかどうかというところは、私どもは相当疑問視しているわけでございます。

それからもう一つの問題といたしまして、厚生年金法上の、代行する企業年金というものがあつて、かつまた税制適格年金というものがあつても差しかえないわけでございます。税制適格年金との関係におきまして、相互にどうあらなければならないといった規制は何もないわけでございます。

○竹内委員 規制は何もないというお話ですが、何か指導しようというふうな心づもりがあるのですか。つまりいまの適格年金を調整年金のほうに移行させていくというふうな指導をするつもりがあるのですか、ないのですか。

○山本(正)政府委員 それから先ほども申し上げたように、税制上の優遇措置というものが、現在の税制適格年金よりは厚生年金法上の企業年金というものが優遇されております。そう

いった優遇措置が講ぜられているという一面、先ほど申しましたように全従業員でなければならぬといったような要件がたゞさんあるわけでございます。その要件を満たす限りは、厚生年金法上の企業年金というものの認可申請があつても差しかえないわけでございますが、いま御質問のようになりますに税制適格年金を厚生年金法上の企業年金にするように指導していくといったような考え方はございません。

○竹内委員 一般に今回のこの厚生年金改正は非常に理解できないという批判があるわけですが、今回の改正案が通過成立いたしますと、定額部分は政府から出てくる。従来は窓口は政府一本であつたのが、今回はいわゆる代行部分とそういうものと合せて二本立てになつて、さらにややこしくなるのじゃないか、こういう声も聞くわけですが、その点はいかがですか。

○山本(正)政府委員 御指摘のように、事務的に若干やつかいになります。ただ、通算老齢年金の制度が現在できておりますので、将来におきましては、各種の年金が現実にあるということから、通算老齢年金の支払いにつきましてもやつかいがあるわけでございます。

それからもう一つ御説明申し上げておかなければならないのは、企業年金、いわゆる企業単位にできました企業年金におきましては、中途脱退者というものがあつたわけでございます。この中途脱退者をどう扱うかというところは、いま御指摘の事務上、手続上の問題にも関連するわけでございます。一定の期間以下の短期間の従業員で脱退した者については、基金の連合会をつくつてそこで一括して窓口を一本にいたしたい、かように考えております。

それから、年金の受給者が増加してまいりますと、年金額の支払い方式は、各国並みにやはり銀行なりいわゆる金融機関の窓口個人の口座をつくつて、それに払い込んでいく、年金の受給者がふえてまいりますれば当然そういう方向をとる

ということはお考えでおるのでございます。そういった方法によつて処理していく。要するに、受給者個人につきましては、あまり煩瑣にならない措置というものを当然考えていかなければならぬと思つております。

それから、先ほど申しました通算老齢年金の制度にできておりましたことから申しまして、将来は受給者へのサービスという面で、窓口の一本化という問題については何らかの方法を講じて機動的に考えていくのも必要じゃないか、かように考えている次第でございます。

○竹内委員 いわゆる基金の設立、何人以上の規模にその基金の設立を認めるかというところは、これは法律自体には書いてないわけですが、千人以上という御意向のように承つておりますけれども、その点はいかがですか。

○山本(正)政府委員 現段階におきましては、一応千人以上というふうに考えております。これは実施によりましてだんだん実態を把握してまいりまして、そして将来にわたつてはまたその規模を考へていくというのじゃないか、かように考えております。

○竹内委員 どういうところから千人以上という基準を出してきたか。何か保険数理上の根拠でもあるわけですか。

○山本(正)政府委員 保険数理上といつても、もちろん一定の単位、範囲におきまして、脱退率、死亡率、かような大数の法則というものを当てはめるわけでございますから、したがいましめて、一定規模というものはやはり考えるのが適當であると思つております。年金制度を考えます際に、どういった規模が保険数理上一番適正な人数であるかといったことにつきましては、定説的なものはないわけですが、一般的に保険数理の専門家の感覚をいたしましては、やはり八百人から千人といったようなところが、各種の基礎の数値を当てはめるに際して平均的であるというふうに考へられております。

○竹内委員 いまの説明では、千人以上というこ

とにした理由は実はあまりすっきり納得はできないわけですが、端的に申しまして、千人以上は基金の設立が認められる。あるいは三百人以上の場合には中小企業に對しての共済制がある。そうすると、その間の階層は一体何があるのだというふうな疑問が出てくるわけですが、あえて千人というものがさほど根拠が保険数理的にもないというものであれば、この規模をもう少し引き下げる、もっと範囲を拡大するということも、当然考えられていいと思つたのです。もう一度御説明を願います。

○山本(正)政府委員 基金の設立につきましては、おおよそ三種のものを考えております。一つは、一企業単位のものでございます。御承知のように、厚生年金は各事業所単位に強制適用されることになつておりますので、一企業と申ししましても、事業所としては数カ所にわたる、あるいは数十カ所にわたるといふことがあるわけでございますが、そういう一企業単位の一つの型、それから一つの企業系列と申すか、そういう一企業と、それからもう一つは同種の企業といつたようなものがたとへば協同組合をつくつて、そうして同種の企業で同じような条件にあるといった場合に、合せて千人以上になる場合には基金の設立を認める、こういった三つの型が考えられるわけでございます。したがいましめて、同種の企業が、たとへば協同組合をつくつておるといった場合に、おきましては、個々の企業は千人単位である必要はないわけでございます。総合的に考へて千人から千人という基準をこしておればいいわけでございますが、そういう三つのタイプを現在考へておる。ただ、いまも御指摘がありましたように、千人でなければならぬという確定的な数値的なものはないわけでございますので、そういった面につきましては、今後実情に応じて検討を加えていきたいと思つております。

○松澤委員長 午後一時三十分まで暫時休憩いたします。

午後零時三十六分休憩

午後一時三十五分開議

○松澤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。竹内黎一君。

○竹内委員 午前中に引き続き、基金の關係について若干御質問いたします。

基金が行なうところの老齢給付のうち、政府代行分をこえるいわゆるプラスアルファ分については、このプラスアルファ分については、企業としての選択によつては一時金の形で支給することも可能なのかどうか、その点を明らかにしていただきたい。

○山本(正)政府委員 ただいまの御質問のケースとしては二つあると思います。一つは、中途脱退者としてその企業から離れる、こういった場合にプラスアルファがついている。そのプラスアルファをどうするかという問題が一点、それからその企業で年金が最終的についた場合に、一時金として選択できるかどうか、二つのケースがあると思います。

最初の、その企業年金から脱退して他の企業に移るといった場合におきましては、もちろん一時金としてもらえる。通常のケースといたしましては、政府の報酬比例相当分が保証されますから、それ以上の分は一時金としてもらうケースが多いと思います。それはもちろん認めます。

それからそうでない場合におきまして、プラスアルファを一時金としてもらうようにするかどうかという点につきましては、これは原則として、もう年金一本でございまして、一時金としてもらう。たとえば、その企業におきまして企業年金としての定年までつとめたあとで受給者となるわけでございますから、原則としては報酬比例にプラスアルファがついたもの一本としてもらうというのが原則になると思います。

○竹内委員 午前中の説明で、基金を設立できる人員規模を千人以上と考へておられるとお話でありましたが、もし千人以上として、一体基金の設立なりあるいは適用除外となる被保険者数とい

うのはどのくらいになるだろうという見込みでございいますか。

○山本(正)政府委員 企業年金として調整を受ける資格のある者が全部企業年金の調整をするかどうかというところは、調整される企業年金につきまして各種の条件がございまして、その条件を満たすかどうかというところは予測しがたい事情にあるわけでございます。かりに千人以上の事業所規模が全部企業年金として調整を受けるというところにいたしますと、おおむね健康保険組合の数というものを見当に置きますと、それくらいが最高限度であると考えます。健康保険組合といたしまして約千健康保険組合、それから従業員総数といたしまして四百万余り、この範囲内ではないか、かように考えております。

○竹内委員 ただいま健康保険組合の話がちょっと出たわけですが、今回調整の方法としては基金と申しますか、特別法人による代行方式を採用していただいたわけですか。しかし、考え方としては、これは健康保険組合にやらせるとか、あるいは私企業にまかせる適用除外方式というものを考えるわけですが、基金による方式とする特別な理由は何かあるわけですか。

○山本(正)政府委員 現在税制適格年金は事業主が主体になっておりまして、これは特別に法人的なものをつくってないわけでございます。したがって、これは純然たる私的のものでございまして、公的年金の中に取り入れて公的年金として取り扱うということになります。これを事業所が主体となつて行なうというわけにまいりませんので、どうしても公法人としての基金というものを考えなければ、公的な扱いというものはできないわけでございます。たとえば企業が掛金を納めたいといった場合に、租税の例によりまして滞納処分を実施するという権限を与えるという意味におきまして、公法人たる基金をつくるという形にせざるを得ないわけでございます。そういう意味におきまして企業自体が行なうというものは現在の税制適格年金におきましては可能でありま

すが、法律上の調整をいたしますとそういうわけにはまいらないということから、基金の構想をいたしたのでございいます。

それから、もう一つの御指摘の健康保険組合に行なわすことがどうかという御意見でございますが、健康保険組合は健康保険法による性格を持つておりますので、そのまま健康保険組合が基金と同じような機能を果たすというのには適当でないと考えまして、特別法人たる年金基金というものを構想した次第でございいます。

○竹内委員 大臣がお見えでございますので大臣にお尋ねいたしたいと思ひます。

厚生年金にかかわらず、一般に保険の積み立て金の運用というものは非常に重要な問題でございまして、従来からいろいろと論議があるわけでございます。今回調整年金の資産運用というものは、この法案によりまして、生命保険会社あるいは信託銀行に行なわす、この二つに限定しているわけですが、しかし民間のそういう運用にまかせるといふ大蔵省の資金運用部への預託といふは、そういうまだ安全な方法もあるのではないかと、そういう意味におきまして生保なり信託銀行にやらせるといふふうに限定した理由はどこにあるかを明らかにしていただきたいと思ひます。

○山本(正)政府委員 御承知のように厚生年金の積み立て金は資金運用部に預託いたしまして、一定の利回りによつて運用されているわけでございます。それから税制適格年金は信託銀行または生命保険会社に運用契約を結んで運用させておる。これは信託銀行及び生命保険会社におきましては、たとえば一般の市中の金融機関よりは運用利回りがいいわけでございます。そういう意味におきまして信託銀行と生命保険会社に限定いたしてあるわけでございます。今回の調整される企業年金の資金運用につきましても、予定利率を上回る運用、特に政府の場合には現段階におきましては六分五厘に運用されておりますので、六分五厘を上回る運用ということではなければ、下回る運用とい

うことでは適当でないわけでございますので、そういう意味におきまして税制適格年金の例にならしまして信託銀行と生命保険会社の運用というのに限定したわけでございます。ただ厚生年金の報酬比例相当分にプラスアルファがつきますが、厚生年金の報酬比例相当分につきましては、そのうちの一部分は政府の指示によりまして資金運用部の資金が運用されておると同様に、政府保証債を引き受けるといったような形で一般財投に協力をする、それからまた一部は還元融資という性格によつて運用していくというふうな運用をいたしたい、かように考えております。

○竹内委員 いま運用利回りのお話が出たわけですが、この法案では実は運用利回りは一応五分五厘の見込みにしてあるわけですが、これは現在の状況からいってむしろ低過ぎるような見方である。この利回りをもう少し高く見込むことによつて逆に保険料率を減らせたのではないかと、こういう批判の声を聞くわけですが、その点はいかがですか。

○山本(正)政府委員 現在の厚生年金、国民年金等におきましても、予定利率といたしましては五分五厘で算定してございまして、ただ、実際は資金運用部に預託いたしまして六分五厘の利がついておるわけでございまして、六分五厘の利がついておるわけでございまして、この利ざやがどういふ形になつております。この利ざやがどういふ形に処理するかと申しますと、五年ごとの再計算の時期におきまして、その間における運用益といふものを含めまして利率をきめるわけでございます。それから、現実に利率にはね返つておる、こういう形に相なるわけでございます。予定利率を幾らにするかというところは、これはむしろ問題でございますが、現段階におきましてはやはり五分五厘という予定利率にして、実際の運用益と利差益は五年ごとの再計算の時期におきまして利率に還元するなりあるいは給付の改善に還元するなり、こういった措置を講じていくほうが適当であると考えておる次第でございいます。

○竹内委員 またその生保、信託の問題に返りま

すが、生保、信託に限定するならば、わざわざ基金を設ける必要もないじゃないかという議論も私は出てくるかと思うのです。いまの適格年金と同じようにやっていいじゃないか、こういう議論も出てくると思うのですが、もう一度その点を御説明願いたい。

○山本(正)政府委員 税制適格年金の例によりまして、事業主が直接に信託銀行なり生保会社と契約するといった形で運用できるじゃないかという御主張はあるわけでございます。ありますが、事業主自体が運用するというにいたしますと、先ほど申し上げましたように、掛け金の滞納の場合における滞納処分というものを事業主にやらすというわけにもまいりませんし、そういう公的な性格というものをこの場合には税制適格年金と違いました持たす面が多々あるわけでございまして、そういう意味から申しましてやはり公法人という公法上の権利主体というものを明確にするということが適切である、かように考えた次第でございます。

○竹内委員 生保、信託にもしやらせるとして、その場合被用者との法律関係というのはどういうふうになるのですか。生保、信託と被用者との間の法律関係というものは……。

○山本(正)政府委員 あくまでも基金が公法上の主体でございます。したがって掛け金の徴収の権利というものは基金にあるわけでございまして、基金は信託銀行、生保会社と信託契約なりそれぞれの契約を結ぶわけでございまして、したがって、年金の受給者との関係におきまして、基金が受給者に対して支払いの義務がある、こういう形になるわけでございます。ただ現実の問題といたしましては、その基金の業務をどの程度それぞれの信託銀行等に委任できるか、かような問題によって法律関係は処理されるわけでございします。

○竹内委員 ここで大臣にお尋ねしたいわけでございしますが、先ほどの説明によりまして、個々の

企業ごと、一千人以上の規模があった場合には新しい調整年金制度をやる、こういう仕組みでございしますが、一体こういう各企業に、企業ごとあるいは事業所単位にそういう年金をつくることを許すというところが、今日労働力の流動化を非常に促進しなければならぬということは政府もかねていつておられるわけですが、そういう方針と何か矛盾するような結果を生みはしないか、つまり労働者がある一定の事業所に固定させようという労働管理のなれども当然あるわけでございします、その点は大臣はどういうふうにお考えでございしますか明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○神田国務大臣 そういふ考えは持つておりませんが、よくそういう批評は聞いております。企業年金と厚生年金の調整の問題につきまして、厚生年金のほうはおくれているといひますが後進性といひますか、そういう意味から既存の企業年金をひとつ認めて労働者の福祉を増進したい、こういう考え、しかも適用する場合には労使が一致してそういう申請をしたときに認めていくというところでございまして、労働管理の云々というふうな気持ちにはなかつた、さらつとした考えでやつたわけでございします。

○竹内委員 ここで質問を変えて国庫負担の関係について若干お尋ねしたいと思ひます。社会保障制度審議会の勧告におきましても、既定期年金の引き上げについては、追加費用は国庫負担によるべきである、こういう勧告があるわけでございしますが、この点、私ども十分に考慮されてしかるべきものと考えますが、いかがでございしますか。

○神田国務大臣 お答えいたします。将来の問題として私もさように考えております。

○竹内委員 ただいま将来の問題というおことばでございしますが、この次の五年後に来る改定の際には十分考慮されるという意味に了解してよろしゅうございしますか。

○神田国務大臣 むろんそういうことを含めて検討したい、かように考えておられるわけでございします。

○竹内委員 ここで事務当局にお尋ねいたしますが、厚生年金と各種の共済年金でいろいろ制度的に必ずしも一緒でない。先ほど標準報酬のとり方についても違つておることを伺つたわけですが、国庫負担の方式でも、厚生年金の場合には給付時の負担になっております。ところが国民年金とかあるいは他の共済組合みたいなものは拠出時といふぐあいに、制度的に必ずしも一緒でないわけですが、これは一体どういふ理由によるものか、明らかにしたいと思ひます。

○山本(正)政府委員 御指摘のように、国庫負担の負担のしかたをいたしましては、拠出時の負担と給付時の負担とあるわけでございします。これは結果的には同じになるわけでございまして、たとえば一〇〇%の費用が必要であるという原資の総額を計算いたしまして、そのうちの一五%なら一五%は国が負担するということと同じなわけでございします。したがって、拠出時の負担の場合には、国庫負担から生ずるであろう利子分というものを含めて国が負担するという結果に相なりまします。その点は同じでございします。ただ、厚生年金制度でできたのは昭和十七年、戦争中でございまして、できた当時から厚生年金は給付時の負担という形をとつてございまして、それを踏襲しているということでございます。最近でございました国民年金等につきましては拠出時の負担という形に相なつておる。それは制度のできた当時の事情等によるわけでございします。

○竹内委員 その点はわかりました。しかし、国庫負担については、これはいろいろと野党の先生方にも御意見のあるところだと思ひますが、特に今回の改正におきましても、国庫負担率というものは据え置かれておる、こういう点にもいろいろと批判があるように私伺つておるわけでございします。また社会党さんのほうで何か準備されておる法案というものを伺ひますと、国庫負担率についてははもつと高いものを考えている、こういうふうにして伺つておりますが、据え置きをした理由と申

しますか、これではたしていいと考えているのか、その点を明らかにしていただきたい。

○神田国務大臣 いわゆる一万円年金に踏み切るという点につきまして、政府の負担率も上昇することは、普通から考えれば私は当然だと思ひます。しかし、なかなかさまでいいなかつたところ、いろいろな政府の手元不如意といふか、財政上の問題があつたことだらうと思つております。しかし、これらの点は、先ほど来お答え申し上げておるうちに、十分検討してみたい、こう考えておるわけでございします。

○竹内委員 さらに国庫負担についてであります。御承知のように基金の事務費は国庫補助の対象になつておりません。ところが基金の連合会に對しては二千万円の国庫補助があるといふぐあいに私は承知するわけですが、一体どうしてこういうことになつたのか。私は、基金の事務費といふものは、政府の代行部分をやつていふ関係がありまして、補助対象に考へていいのじゃないかとも思ひますが、その点はいかがですか。

○山本(正)政府委員 理論的に考えますと、政府の業務の一部を代行しているから、代行部分については政府の所要する事務費なり何なりを基準にして出すべきじゃないかという意見もあるわけでございします。ただ、現実問題といたしまして、厚生年金基金として運用します際に、高利回りに運用される。そうして利差益等も相当あるわけでございまして、基金につきましてもその利差益の範囲内において事務を処理する。実際の運用といたしましては、基金といふものは公法上の権利主体になるわけでございしますが、それぞれの信託銀行なり保険会社において実際の業務を行なうという結果になりましたので、その経費として包括して利差益で事務をまかなつていくことが可能である、かように考えまして国庫負担はいたしていいのでございします。

そこで、連合会に對して国庫負担をしたのは何ゆゑか、こういう趣旨でございしますが、連合会は、基金の中途脱退者に對して、これを連合会へ一

括して原資を移し、また給付もやっつけようという趣旨でございまして、本来ならば、基金を脱退いたしました政府が引き取るというのが筋でございまして、引き取るかわりに連合会がその同じ業務を行なうということでございまして。そういう意味におきまして、連合会には何がしの国庫補助金を計上している次第でございまして。

○竹内委員 最後に大臣に一点だけ伺っておしまいにしたいと思います。

実は、この点は午前中政務次官にも伺ったわけですが、いわゆる女子の脱退手当金について大臣の考えを伺いたいわけです。通算年金制度、これは確かに理想ではありますけれども、しかし今日の現実から見れば飛躍し過ぎる面もあるんじゃないか。特に女子について非常に不利を招いているんじゃないか、私はこう考えるわけで、少なくとも女子については、脱退手当金というものを復活するなり、あるいは現在考えられている経過措置の延長とか、あるいは一時金制度とか、こういうものが深く考えられていいんじゃないかと思ひますが、大臣の所見はいかがでございませうか。

○神田国務大臣 いわゆる女子の掛け捨ての問題でございしますが、これはいま竹内さんもおっしゃいましたように、女子は最初から長くつとめるといふ意思がない、結婚資金の一部にしたい、あるいは家庭の資にしたいという目的を持った就職でございまして、そういう長期の年金を初めから当てにしないわけでございます。そういう観点からいいますと、いまの制度そのまゝを適用していくということはいささか理想に走った押しつけではないかという御非難の点も私は同感でございまして。これらの点につきましては十分検討いたしたい、かように考えております。

○竹内委員 これで終わります。

○松澤委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明二十二日木曜日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後一時五十九分散会

社会労働委員会議録第五号中正誤

ベシ 段行 誤 正
四 一 二 こと ことが

社会労働委員会議録第八号中正誤

ベシ 段行 誤 正
九 二 三 間違い 間違い
二 二 六 五番目の 五番目だの
二 四 三 借り入れ 借り入れ

社会労働委員会議録第九号中正誤

ベシ 段行 誤 正
二 一 三 二・三答申 三・三答申
四 四 三 問題 もの
七 一 五 部会 部分
九 四 六 どうかとか、 どうかとか、
二 三 五 河村(正)委員 河野(正)委員
一 四 四 終わり 終わり
九 四 四 やるのですから やるのですが、

社会労働委員会議録第十号中正誤

ベシ 段行 誤 正
六 一 八 貸し付け 貸し付け
七 二 元 ところろに ところろに

昭和四十年四月二十六日印刷

昭和四十年四月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局